



"喜び"を実現する企業グループ

# TODA

(証券コード1860)

## 第103回 定時株主総会 招集ご通知

### INDEX

- 第103回定時株主総会招集ご通知
- 株主総会参考書類
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書
- TOPICS

<b>開催日時</b>	2026年6月26日（金曜日） 午前10時 受付開始 午前9時
<b>開催場所</b>	東京都中央区京橋1丁目7番1号 TODA BUILDING 4階 ホールB
<b>決議事項</b>	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 当社株式等の大規模 買付行為に関する対 応方針（買収への対 応方針）の一部変更 及び継続の件

## 戸田建設株式会社

## “喜び”を実現する 企業グループへ



### 株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、第103回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2026年は、「中期経営計画2027」の第2期にあたり、当社グループ独自の「突出価値」の創造に向けた取り組みをより一層加速させる年があります。

事業基盤の強化として本年3月に「プロジェクト管理センター」を新設し、BIMを中心とした生産性の向上を図っております。また、新たに策定した「AI基本方針」や刷新した重要課題に基づき、サステナビリティ経営を深化させ、企業価値のさらなる向上に努めてまいります。

重点管理事業である環境・エネルギー事業におきましては、1月に「五島洋上ウィンドファーム」が商用運転を開始し、その取り組みが評価され第34回地球環境大賞において「大賞」を受賞いたしました。

当社の確固たる強みを見極め、つなぐことにより、発散から結束、そして価値の最大化へと向かってまいります。

今後とも格別のご理解とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

2026年6月  
代表取締役社長

大谷清介

(証券コード：1860)

2026年6月5日

(電子提供措置の開始日 2026年5月30日)

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目7番1号  
戸田建設株式会社  
代表取締役社長 大谷 清介

### 第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.toda.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「戸田建設」又は「コード」に当社証券コード「1860」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、書面又は、電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、4ページから5ページのご案内に従って、2026年6月25日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

**1 日 時** 2026年6月26日（金曜日）午前10時

**2 場 所** 東京都中央区京橋1丁目7番1号  
TODA BUILDING 4階 ホールB

### 3 目的事項

**報告事項**

1. 第103期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）  
事業報告及び連結計算書類並びにその監査結果報告の件
2. 第103期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）  
計算書類報告の件

**決議事項**

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）  
の一部変更及び継続の件

以 上

- (1) 当日ご出席の際はお手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
  - ① 事業報告の「会社の体制及び方針」
  - ② 連結計算書類の「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「個別注記表」
- (3) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 議決権行使のご案内

当社では、書面（議決権行使書用紙）又は、電磁的方法（インターネット等）により議決権をご行使いただくことができますので、ご案内申し上げます。



### 書面(議決権行使書用紙)による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、

**2026年6月25日(木曜日) 午後5時30分**までに

到着するようご返送ください。



### インターネットによる議決権の行使

スマートフォン又はパソコンから当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただき、

**2026年6月25日(木曜日) 午後5時30分**までに

議案に対する賛否をご入力ください。

- ・書面（議決権行使書）により議決権を行使された場合において、議案の賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・ご来場されない株主の方々を対象に、本定時株主総会の目的事項に関するご質問を受け付けます。（会社法第314条に基づく出席株主による質問権行使（事前質問を含む）とは異なります）
- ・いただいたご質問につきましては、後日当社ホームページへの掲載あるいは個別のご連絡によって回答いたします。ただし、内容によっては回答にお時間をいただく場合や回答いたしかねる場合もありますので、ご承知おきください。
- ・受付方法は、当社ウェブサイトにてご投稿いただくか、株主様アンケートハガキの「ご意見・ご要望」欄にご記入の上ご返送いただく形等の書面に限らせていただきます。

### 機関投資家の皆様へ

当社は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。



「ネットで招集」  
のご案内

本招集ご通知をウェブサイトに掲載しております。  
また、議決権行使サイトにもリンクしております。  
<https://s.srdb.jp/1860/>



## インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

### QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票（右側）に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

#### 1 QRコードを読み取る 2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使書副票（右側）

議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

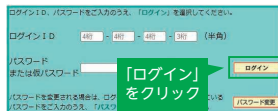
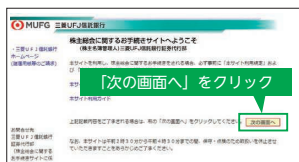
QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、下の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

<https://evote.tr.mufg.jp/>

#### 1 議決権行使サイトにアクセスする 2 ログインする



お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ご注意事項

- 書面（議決権行使書）の郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権の行使は、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明な点がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。
- パスワードの取扱いは、株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 2. パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱いいただきますよう、お願い申し上げます。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

☎ 0120-173-027（受付時間 午前9時から午後9時まで、通話無料）

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への継続的な安定配当の実施と、競争力および財務体質の強化に不可欠な内部留保の確保を勘案の上、業績および経営環境に応じた利益還元を行うことを基本方針としており、直接的な利益還元と中長期的な株価上昇による株主還元を目指し、DOE（純資産配当率）3.5%以上、ただし総還元性向70%程度を目標としております。

このような方針のもと、剰余金の処分につきましては下記のとおりといたしたく存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金 38円                      総額 11,387,642,286円  
これにより、当期における配当金は、中間配当金20円を含め、1株につき年58円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月29日

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに取締役7名（うち社外取締役4名）の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	いまい まさのり 今井 雅則	再任 社外	新任 独立	代表取締役会長 100% (18 / 18回)
2	おおたに せいすけ 大谷 清介	再任 社外	新任 独立	代表取締役社長 執行役員社長 100% (18 / 18回)
3	やまざき としひろ 山崎 俊博	再任 社外	新任 独立	取締役 執行役員副社長 コーポレート本部長 100% (18 / 18回)
4	いたみ としひこ 伊丹 俊彦	再任 社外	新任 独立	社外取締役 100% (18 / 18回)
5	あらかね くみ 荒金 久美	再任 社外	新任 独立	社外取締役 100% (18 / 18回)
6	むろい まさひろ 室井 雅博	再任 社外	新任 独立	社外取締役 100% (18 / 18回)
7	みずはら きよし 水原 潔	再任 社外	新任 独立	社外取締役 100% (14 / 14回)



候補者番号

1

いまい まさのり  
**今井 雅則**

再任

生年月日 / 1952年7月21日生

所有する当社の株式数 / 33,900株

## 略歴、地位、担当

1978年 4月 当社に入社  
 1999年 4月 当社東京支店建築部工事長  
 2001年10月 当社大阪支店京滋建築総合営業所長  
 2008年 4月 当社執行役員 大阪支店副店長  
 2009年 8月 当社常務執行役員 大阪支店長  
 2013年 4月 当社執行役員副社長  
 2013年 6月 当社代表取締役社長執行役員社長  
 2021年 4月 当社代表取締役会長（現任）

## (重要な兼職の状況)

一般社団法人 日本気候リーダーズ・パートナーシップ代表理事  
 一般社団法人 全国建設業協会 会長  
 建設業労働災害防止協会 会長  
 東日本建設業保証株式会社 社外取締役  
 一般財団法人 戸田みらい基金 理事長  
 東京商工会議所 常議員

[当社取締役会における担当]

取締役会議長／人事・報酬委員会委員

取締役候補者  
とした理由

今井雅則氏は、代表取締役社長・会長を務めるなど、当社グループの企業価値の向上に向け陣頭に立ち、まいりました。また、環境問題を含む社会問題の解決に貢献するべく社外活動も行っております。経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、全てのステークホルダーを意識した経営の監督、取締役会における意思決定機能の強化を通じて、当社グループの持続的成長につなげるべく、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号

2

おおたに せいすけ  
**大谷 清介**

再任

生年月日 / 1958年5月25日生

所有する当社の株式数 / 37,700株

## 略歴、地位、担当

1982年 4月 当社に入社  
 2009年 3月 当社東京支店 建築工事部 部長  
 2013年 3月 当社東京支店 支店次長  
 2016年10月 当社千葉支店長  
 2017年 4月 当社執行役員  
 2018年 3月 当社執行役員 関東支店長

2020年 3月 当社管理本部 執務  
 2020年 4月 当社常務執行役員  
 2020年 6月 当社取締役  
 2021年 4月 当社代表取締役社長（現任）  
 当社執行役員社長（現任）

取締役候補者  
とした理由

大谷清介氏は、長年にわたり建築工事部門の責任者を務め、建築分野における豊富な経験と実績を有しており、多くの大規模プロジェクトを統括するなど企業価値向上に多大な貢献をしましてまいりました。また、2021年4月より代表取締役社長として当社グループの経営を牽引しており、将来に向けた中長期的な成長戦略および企業価値向上への貢献が期待できるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号

3

やまざき

山崎

としひろ

俊博

再任

生年月日 / 1958年7月10日生

所有する当社の株式数 / 46,700株

## 略歴、地位、担当

1982年 4月	当社に入社	2022年 3月	当社コーポレート本部長 (現任)
2008年 3月	当社管理本部財務部長	2022年 4月	当社専務執行役員
2015年 4月	当社執行役員管理本部 財務部長	2022年 6月	当社取締役 (現任)
2016年 3月	当社管理本部執務	2023年 4月	当社執行役員副社長 (現任)
2021年 3月	当社管理統轄部副統轄部長		

取締役候補者  
とした理由

山崎俊博氏は、長年にわたり財務部門の責任者を務め、企業経営における財務業務全般に関する豊富な経験と実績を有しております。コーポレート本部長として3事業本部とイノベーション本部との連携を強化し、財務企画の他に人事、管理、ICT、内部統制部門等を所管しております。また持続的成長のための基盤として、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。当社グループのさらなる成長投資と財務戦略強化を進めるにあたり適任であると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号

4

い た み

伊丹

とし ひ こ

俊彦

再任

社外

独立

生年月日 / 1953年9月2日生

所有する当社の株式数 / 3,500株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月	東京地方検察庁検事任官	2018年 3月	(株)北國新聞社監査役
2005年 4月	東京地方検察庁公安部長	2018年 6月	(株)セブン銀行社外取締役
2010年 6月	最高検察庁総務部長	2018年 6月	当社取締役 (現任)
2012年 7月	東京地方検察庁検事正	2020年 6月	(株)JPホールディングス 社外取締役監査等委員 (現任)
2014年 7月	最高検察庁次長検事	2025年 9月	WIN法律事務所 弁護士 (現任)
2015年12月	大阪高等検察庁検事長		
2016年11月	弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所 顧問		
			[当社取締役会における担当] 人事・報酬委員会委員長

社外取締役  
候補者とした  
理由および  
期待される役割

伊丹俊彦氏は、東京地方検察庁検事正、最高検察庁次長検事、大阪高等検察庁検事長などの要職を歴任後、弁護士としてコーポレートガバナンス、および企業の危機管理並びに企業コンプライアンスに携わっており、豊富な経験と高度な専門的知見を有しております。当社の経営に対し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場での適切な助言・提言が期待されることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。



候補者番号

5

あらかね

荒金

くみ

久美

再任

社外

独立

生年月日 / 1956年7月4日生

所有する当社の株式数 / 7,100株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月	(株)小林コーセー (現：(株)コーセー) に入社	2011年 6月	同社取締役 (品質保証部・ お客様相談室・購買部・ 商品デザイン部 担当)
2002年 3月	同社研究本部開発研究所 主幹研究員	2017年 6月	同社常勤監査役
2004年 3月	同社マーケティング本部商品 開発部長	2019年 3月	(株)クボタ 社外監査役
2006年 3月	同社執行役員 マーケティング本部副本部長 兼 商品開発部長	2020年 3月	カゴメ(株) 社外取締役 (現任)
2010年 3月	同社研究所長	2020年 6月	当社取締役 (現任)
2011年 3月	同社品質保証部長 (総括製造販売責任者)	2021年 3月	(株)クボタ 社外取締役 (現任)

[当社取締役会における担当]

人事・報酬委員会委員

社外取締役  
候補者とした  
理由および  
期待される役割

荒金久美氏は、薬学博士として企業の研究開発、商品開発、品質保証の責任者や取締役として経営の執行・監督に携わるなど、企業経営に関する豊富な経験と見識を有しており、当社取締役会において、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場での的確な提言・助言が期待されることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

6

むろい

室井

まさひろ

雅博

再任

社外

独立

生年月日 / 1955年7月13日生

所有する当社の株式数 / 4,700株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4月	野村コンピュータシステム(株) に入社	2013年 4月	同社代表取締役 副社長 コーポレート管掌、品質・ 生産革新、リスク管理担当
1988年 1月	合併により(株)野村総合研究所へ	2015年 4月	同社取締役 副会長、 取締役会議長
2000年 6月	同社取締役 ナレッジソリューション部門企画・業務本部長 兼 ECナレッジソリューション事業本部長	2016年 6月	菱電商事(株) (現：RYODEN) 社外取締役
2002年 4月	同社取締役 常務執行役員 e-ソリューション部門長	2017年 6月	(株)丸井グループ 社外取締役
2008年 4月	同社取締役 専務執行役員 本社機構担当 兼 研究開発センター長	2018年 6月	農林中央金庫 監事 (現任)
		2022年 6月	当社取締役 (現任)

[当社取締役会における担当]

人事・報酬委員会委員

社外取締役  
候補者とした  
理由および  
期待される役割

室井雅博氏は、大手民間シンクタンクの代表取締役を務められ、リスク管理担当役員を含め企業経営に関する豊富な経験と見識、またIT分野に関する高度な専門的知見を有しております。当社の経営全般を監督していただくとともに、業務効率向上への有効な助言をいただくことを期待しており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

7

みずはら

水原

きよし

潔

再任

社外

独立

生年月日 / 1960年1月13日生

所有する当社の株式数 / 0株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	(株)小松製作所入社	2017年 4月	同社常務執行役員 建機マーケティング本部長
1988年 1月	小松ドレッサーカンパニー (現コマツアメリカ株) (~1993年3月) 駐在	2019年 6月	同社取締役 兼 専務執行役員
1997年 3月	コマツハノマープ有限会社 (現コマツドイツ(有)) (~2003年3月) 駐在	2021年 4月	同社CMO (チーフマーケティングオフィサー) 兼建機ソリューション本部長
2005年 4月	(株)小松製作所 建機マーケティング本部販売企画部長	2022年 4月	同社代表取締役 兼 専務執行役員 CMO
2008年 4月	同社建機マーケティング本部 事業管理部長兼海外運輸部長	2023年 7月	同社顧問 (現任)
2011年 4月	同社建機マーケティング本部 建機経営企画室長	2025年 6月	当社取締役 (現任)
2013年 4月	同社執行役員 インド総代表 兼 コマツインディア有限会社 社長		[当社取締役会における担当] 人事・報酬委員会委員

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

水原潔氏は、大手建設機械会社の代表取締役を務められ、企業経営に関する豊富な経験と見識、またCMO (チーフマーケティングオフィサー) や幅広い海外駐在の経験によりグローバルビジネスに関する高度な専門的知見を有しております。さらに環境問題の解決に貢献するべく経済団体における環境・エネルギー委員会の活動に参画されてきました。当社の経営全般を監督していただくとともに、業務効率向上への有効な助言をいただくことを期待しており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 各候補者の所有する当社の株式数には、戸田建設役員持株会における各自の持ち分を含めた実質所有株式数を記載しております。  
 3. 伊丹俊彦、荒金久美、室井雅博および水原潔の各氏は、社外取締役の候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者として指定し、同取引所へ届け出ております。  
 4. 伊丹俊彦、荒金久美、室井雅博および水原潔の各氏は、現に当社の社外取締役であり、在任期間は本総会最終の時をもって伊丹俊彦氏は8年、荒金久美氏は6年、室井雅博氏は4年、水原潔氏は1年になります。  
 5. 伊丹俊彦氏は、WIN法律事務所に在籍している弁護士であります。2026年3月期における当該法律事務所に対する当社からの金銭報酬の支払いは、ありません。  
 6. 荒金久美氏は、2019年6月まで、株式会社コーセーの執行役員、取締役、常勤監査役を歴任してこられました。現在は同社の業務執行に携わっておりません。2026年3月期における当社との取引額は当社売上高の0.1%未満であります。  
 7. 室井雅博氏は株式会社野村総合研究所において、取締役、代表取締役を歴任してこられました。現在は同社の業務執行に携わっておりません。2026年3月期における当社との取引額は当社売上高の0.1%未満であります。  
 8. 水原潔氏は株式会社小松製作所において、取締役、代表取締役を歴任してこられました。現在は同社の業務執行に携わっておりません。2026年3月期における当社との取引額は当社売上高の0.1%未満であります。  
 9. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者である伊丹俊彦、荒金久美、室井雅博および水原潔の各氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。4氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。  
 10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為 (不作為を含みます。) に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員職務執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。なお保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、本議案が原案どおり承認された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当該保険契約は任期途中で更新される予定です。  
 11. 荒金久美氏の戸籍上の氏名は、亀山久美氏であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 若林英実氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。



たての  
**館野**  
たかのぶ  
**孝信**

新任

生年月日 / 1959年4月27日生  
所有する当社の株式数 / 10,800株

#### 略歴、地位および重要な兼職の状況

1982年 4月	当社に入社	2019年 3月	当社執行役員 ICT統轄部長
2012年 3月	当社建築営業統轄部 エンジニアリング部長	2020年 4月	当社常務執行役員 ICT統轄部長
2016年 4月	当社執行役員 価値創造推進室副室長	2026年 4月	当社顧問（現任）

#### 監査役候補者 とした理由

館野孝信氏は、当社グループの主力事業である建築事業に関する豊富な経験と深い見識を有しております。加えて、ICT統轄部長として、当社グループの基幹システム基盤の構築や情報通信環境の高度化、サイバーセキュリティ対策などを牽引してまいりました。DXやITガバナンスの重要性が高まる中、当社グループの監査体制の強化につながるため適任であると判断し、監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数には、戸田建設役員持株会における持ち分を含めた実質所有株式数を記載しております。
3. 本議案に関する館野孝信氏の在任期間は、定款で定める選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。
4. 当社は、監査役として有能な人材を迎えることができるよう、監査役との間で、当社への損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結できる旨を定款に定めており、監査役候補者である館野孝信氏の選任が承認された場合、当社との間で当該責任限度契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員の職務執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。なお保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、本議案が原案どおり承認された場合、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当該保険契約は任期中に更新される予定です。

(ご参考)

## 取締役会に求められるスキルについて

### 1. 取締役会の役割：

- ・取締役会は、株主からの委託を受け、基本的な経営戦略・経営計画及び重要な業務執行の決定を行うとともに、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の透明性・公正性を確保する。
- ・取締役会は、執行役員を選任し、重要な業務以外の業務の決定について委任するとともに、その職務執行状況を監督する。

### 2. 取締役会の構成：

- ・取締役会は、知識・経験・能力（以下「スキル」）を全体としてバランスよく備え、ジェンダーや社内外での経歴等多様性を考慮した取締役で構成する。
- ・取締役の員数は、当社の経営課題を勘案して適切な人数と考える7名とし、取締役会における客観的妥当性及び説明責任のさらなる強化を図るために、取締役のうち過半数の4名を独立社外取締役とする。

### 3. スキルマトリックス

- ・中期経営計画2027の実現に向けて取締役・監査役が備えるべきスキル領域とスキルの定義を以下のとおり特定した。

中計基本コンセプトとの関係		スキル領域	スキルの定義
見極め	つなぐ		
●	●	企業経営・経営戦略	上場企業等での社長等トップマネジメント経験、経営戦略担当役員経験、又は官公庁等他団体での同等実績
●		財務・会計	財務・経理マネジメント能力。CFO経験、財務・経理・会計に関する業務やマネジメント経験、公認会計士
●		人財開発・ダイバーシティ	人財開発、ダイバーシティほか人的資源に関する業務やマネジメント経験、専門知見保有者
●	●	法務・リスク管理	企業のコンプライアンス、リスクマネジメントに関する知見保有者。法務・コンプライアンス・リスク管理部門統括経験、企業法務経験を有する弁護士等
●	●	グローバルビジネス	グローバル市場での企業価値向上に結び付ける能力。海外駐在経験、現地法人リーダー、海外事業統括経験
●		ものづくり・技術	ものづくり、研究開発・技術に関する業務やマネジメント経験、専門知見保有者
●		ICT・DX・AI	AIやICT等の活用を通じて、業務プロセスの変革を牽引又は監督できる能力
	●	環境・エネルギー	環境やエネルギーに関する業務やマネジメント経験、専門知見保有者

- ・下表は、本定時株主総会第2号、第3号議案が原案どおり承認された場合のスキルマトリックスであり、取締役会全体（監査役も含む）としてスキルのバランスを確保している。

	氏名	性別	期待されるスキル							
			企業経営・ 経営戦略	財務・会計	人財開発・ ダイバーシティ	法務・ リスク管理	グローバル ビジネス	ものづくり・ 技術	ICT・DX・AI	環境・ エネルギー
取 締 役	今井 雅則	男性	○					○		○
	大谷 清介	男性	○		○			○	○	
	山崎 俊博	男性		○		○				
	伊丹 俊彦	男性			○	○				
	荒金 久美	女性			○	○		○		
	室井 雅博	男性	○	○		○			○	
	水原 潔	男性	○				○		○	○
監 査 役	百井 俊次	男性		○		○	○			
	舘野 孝信	男性						○	○	
	西山 潤子	女性				○		○		○
	町田 覚	男性		○		○				

※上記は、特に期待する知識・経験及び能力を最大4分野記載したものであり、各候補の全てのスキルを表すものではありません。

**第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の一部変更及び継続の件**

当社は、2023年6月29日開催の第100回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「旧対応方針」といいます。）を導入しました。旧対応方針の有効期間は、2026年6月26日開催予定の第103回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとされております。

旧対応方針の有効期間満了に先立ち、当社は、買収への対応方針の必要性やその具体的な内容について検討してまいりましたが、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、旧対応方針の一部を改定した上、以下のとおり更新すること（以下「本更新」といい、本更新後の対応策を「本対応方針」といいます。）を決定いたしました。

本更新に際しては、旧対応方針継続後も、社会・経済情勢の変化、買収への対応方針をめぐる動向及び様々な議論、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。

その結果、株主の皆様、お客様、取引先、地域社会及び従業員等、全てのステークホルダーの利益を確保するとともに、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を図る上で、引き続き対応方針が必要との結論に至り、旧対応方針に所要の見直しを行った上で、本定時株主総会でのご承認を得ることを条件として継続することを決定したものであります。

つきましては、株主の皆様にご、本対応方針の一部変更の上継続することのご承認をお願いするものであります。本対応方針の有効期間は、2029年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで（3年間）といたします。

なお、本対応方針を決定した当社取締役会には、独立社外監査役3名を含む当社監査役4名が出席し、本対応方針に沿って適正な運用が行われる限り、当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針として相当であると判断される旨の意見を表明しています。

また、本対応方針において見直しを行った主な内容は以下のとおりです。

- ① 買付者等（下記Ⅲ. 2. (1) ①に定義されます。以下同じとします。）に対して提出を求める「意向表明書」の内容の一部見直しました。
- ② 買付者等に対して提供を求める「本必要情報」の内容の一部見直しました。

- ③ 別紙4の「共同協調行為等の認定基準」の内容を一部見直しました。
- ④ その他趣旨の明確化を含む表現の修正等を行いました。

## I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の企業価値の源泉が、当社グループが永年に亘って培ってきた経営資源に存することに鑑み、特定の者又はグループが当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、当社グループの企業価値又は株主の皆様の共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者又はグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において当社グループの企業価値又は株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための相当な措置（以下「対抗措置」といいます。）を講じることが、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

また、本対応方針における大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付等（下記Ⅲ. 2. (1) ①に定義されます。以下同じとします。）に応じるか否かを判断するための情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保すること等、下記Ⅲ. 1. に記載の事項を目的としています。現在は金融商品取引法により、買収時における情報提供と検討期間の確保を可能とする一定の規制が設けられておりますが、公開買付開始前における情報提供と検討時間を確保することが必要な場合や、大規模買付等の態様や当社の株主総会における議決権行使割合によっては、金融商品取引法の規制が有効に機能しない大規模買付等が会社支配権に一定の影響を及ぼし得る場合も考えられます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、十分な時間の確保は、株主の皆様のために企業価値向上に関する買付者等との建設的な対話を行う上でも有効なものになると考えております。

## II. 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取り組み

### 当社の企業価値の源泉

#### (1) 当社グループの企業理念

当社は1881年の創業以来、常にお客様に満足していただけるものづくりに励み、信用と品質を重視し、堅実経営に徹し、企業活動を通じて社会の発展に貢献することを企業理念として貫いてまいりました。

また、当社グループは、2015年に、社会における当社グループの存在価値と目指す姿を表すものとして制定した「グローバルビジョン」を含めた理念体系を整備しました。戸田建設グループグローバルビジョン「“喜び”を実現する企業グループ」には、お客様、社員、協力会社、ひいては社

会全体の“喜び”をつくり出し、それを自信と誇りに変えて成長を続けていく企業でありたい、という想いが込められています。このビジョンを当社グループ全体で共有し、継続進化を実現することで、当社グループの存在価値を高め、社会の持続的な発展に貢献してまいります。

## (2) 企業価値向上のための取り組み

2021年、当社グループは10年後の目指すべき姿を示す「未来ビジョンCX150」を策定しました。情報や機能のこれまでにない組合せを実現し、新たな価値を創造する「価値のゲートキーパー」として、Smart Innovation領域、環境・エネルギー領域、ビジネス&ライフサポート領域、都市・社会インフラ領域の事業展開によって協創社会の実現に貢献することを目指し、グループをあげて取り組んでおります。

当社グループは、2024年度を最終年度とする「中期経営計画2024ローリングプラン」（2022年5月発表、以下「前中計」という。）に基づき、事業ポートフォリオの強化と持続可能な価値創造に取り組んでまいりました。

前中計では、CX150フェーズ1「価値の源泉へのアクセス」を目的に、新本社ビル「TODA BUILDING」の完成、地域創生を目指す「アグリサイエンスバレー常総」の開業、そしてカーボンニュートラルに向けた「五島市沖洋上風力発電事業（浮体式洋上風力発電事業）」の開業など将来を見据えた成長投資を積極的に実施いたしました。また、国内建設事業の収益が回復基調に転じており、この勢いを新たな成長の推進力へと転換させてまいります。

こうした取り組みを推進する中で、2025年5月、当社グループは、2025年度から2027年度の3カ年を対象とする「中期経営計画2027」（以下「現中計」という。）を策定いたしました。

現中計では、今後の不確実な経営環境に向け、確固たる強みを見極め展開し、当社グループ独自の「突出価値」を創造していくことが不可欠であると認識しております。特に、営業・作業所における提供価値を高める「タテ展開」と、建設事業と戦略事業の連携を深める「ヨコ展開」を推進し、高収益化を目指していきます。また、人財のフロントシフト、デジタル・技術開発への投資を拡充するとともに、資本効率の向上を通じ、事業基盤を一層強固なものとしてまいります。

当社グループは、現中計を通じて、CX150のフェーズ2「価値の再構築」を着実に推進し、株主の皆様のご期待に応える持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

※突出価値：当社グループの独自の視点と最先端の技術に基づく、お客様の期待を超える突出した提供価値

## ① 事業ポートフォリオについて

従来からの基幹事業である、建築、土木、戦略の各事業の強化に加え、3事業本部がそれぞれの垣根を越えて、ともに取り組んでいく事業を重点管理事業として以下の3事業を特定し、現中計を通じて、当社グループ独自の「突出価値」を創造する道筋を築いていきます。

## ・SECC (Smart Energy Complex City) 事業 (フェーズ1)

当社グループのまちづくり事業として、エネルギーやインフラを含む都市機能の整備に広く貢献することを目指し、パイロット事業の推進により、実績とノウハウを蓄積

## ・環境・エネルギー事業 (洋上風力)

ハイブリッドスパー型浮体の大型化・量産技術の開発

洋上風力の施工能力の拡大

発電事業者ノウハウの向上への取り組み

## ・海外事業

成長市場である東南アジア地域における建設事業基盤強化と北米における不動産賃貸による安定収益基盤の獲得と投資循環による成長モデルの構築

## ② 財務戦略

当社グループでは、中長期的な企業価値向上を実現するため、資本コスト・資本収益性を十分に意識した経営資源の配分を重視しております。資金の運用面においては、投資利回り (ROIC) を意識しながら、資産の有効活用・政策保有株式の削減・無形資産の形成を進めていきます。資金の調達面においては、長期金利が上昇局面にある中、有利子負債による資金調達は、DEレシオ0.8倍以下でコントロールを行い、創出されたキャッシュは、投資規律を遵守し成長投資に使用し、余剰資金は株主還元方針 (DOE3.5%以上、総還元性向70%程度) に則り還元をいたします。そして、収益性の目標である自己資本利益率 (ROE) 10.0%以上の達成を目指してまいります。

また、適切な市場評価を受けられるよう、開示の充実、株主との建設的な対話を推進し、株価純資産倍率 (PBR) 向上を目指してまいります。

## ③ サステナビリティ経営

当社グループでは、2050年を見据えた様々な社会課題や事業に関連した課題を「事業への影響度」と「ステークホルダーへの影響度」の2軸で評価し、「戸田建設グループのマテリアリティ (重要課題)」として以下の5つを特定しました。

- (i) 豊かな暮らしを支える街づくり
- (ii) 環境課題解決への貢献
- (iii) 技術革新と突出価値の創造
- (iv) 多様な個性が輝く共生社会の実現
- (v) 持続的成長のための基盤の充実

2050年とその先に向けて、当社グループは、事業活動を通じてステークホルダーとともに、より良い未来の社会づくりに貢献してまいります。

#### ④ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、会社法上の機関設計のうち監査役会設置会社を採用し、取締役会にて経営上の重要事項の意思決定と執行役員らによる業務執行状況の監督を行い、監査役及び監査役会（2026年4月28日現在、社内監査役1名、社外監査役3名）により取締役等の職務執行の監査を実施しています。また、取締役会で選任する執行役員に法律上許容される範囲での意思決定を適切に移譲することにより、経営の意思決定の迅速化と効率化を図っています。取締役会を構成する取締役は、2026年4月28日現在、7名（社内取締役3名、独立社外取締役4名）で構成され、過半数が社外取締役となっています。

また、当社では「コーポレート・ガバナンス基本方針」に基づき、毎年取締役及び監査役の自己評価に基づいた取締役会の実効性分析、並びに弁護士による第三者レビューを行い、その結果を取締役に報告し、次年度の取締役会運営方針に取り入れております。

以上のとおり、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

#### ⑤ 人財戦略

当社グループは、経営戦略及び事業戦略を実現させる主体は「人財（従業員）」にほかならないと考えております。人財戦略を投資と捉え、対象領域として採用、人事制度、働き甲斐、人財開発、ウェルネス/ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン、グローバル化の6領域を定めました。

今後、各領域が連動して施策を展開することで、経営ビジョンの実現に資する高い価値を有する人財を継続的に輩出することを目指しております。また、組織開発や人財のアロケーションなどにより、施策の実効性を高め、組織力及び人財価値の最大化に向けた取り組みを推進してまいります。

### Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本対応方針の概要と目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付等を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付等を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本対応方針を継続することといたしました。

本対応方針は、以下のとおり、当社株式等の大規模買付等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

本対応方針においては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本対応方針継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の5氏が就任する予定です。

なお、2026年3月31日現在における当社大株主の状況は別紙3「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであり、当社の筆頭株主である大一殖産株式会社の2026年3月31日現在における当社株式の所有株式数割合<sup>1</sup>は14.32%であります。これに同社の役員、その親族及び関係法人で構成されるいわゆる創業家関連株主を併せた当社株式の所有株式数割合は約27%となっております。これらの株主は、当社の創業家関連株主として長年に亘って当社と友好的な関係を構築しており、現時点において、本対応方針の適用対象とはなりません。また、創業家関連株主は、それぞれの判断において当社株式を売買することがあるとのことであり、さらに、当社が実施する自己株式取得等により、創業家関連株主の当社株式の所有株式数割合が高まることがありますが、当社株式の所有株式数割合が合計で30%の範囲内であれば、友好的な関係が継続している限り、本対応方針の適用対象とはしません。なお、これらの株主が引き続き当社株式を保有し続けることについては定かではなく、今後は所有株式数割合が低下し、当社株式の流動性が増す可能性は否定できません。

このような状況の中で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある大規模買付等

1 当社の発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合をいうものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。

が行われた場合、今回ご報告するような本対応方針の継続なくしては、企業価値向上の観点から適正な対応をしていくことが困難であると認識しております。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付等に係る提案を受けているわけではありません。

## 2. 本対応方針の内容

### (1) 本対応方針に係る手続き

#### ① 対象となる大規模買付等

本対応方針は以下の (i) 乃至 (iii) に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本対応方針に定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等<sup>2</sup>について、保有者<sup>3</sup>の株式等保有割合<sup>4</sup>が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>7</sup>及びその特別関係者<sup>8</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

3 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

4 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）、弁護士及び会計士その他のアドバイザー、並びに(iii)上記(i)及び(ii)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場外立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、本対応方針においては当該特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めたものを含みます。以下同じとします。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

5 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

7 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本対応方針においては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めのない限り同じとします。

- (iii) 上記 (i) 又は (ii) に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本 (iii) において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>9</sup>を樹立する行為<sup>10</sup>（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り、）

## ② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本対応方針に定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただくとともに、買付者等が会社その他の法人である場合には、買付者等の代表者による署名又は記名押印をしていただき、当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書、買付者等の定款、履歴事項全部証明書（又はそれらに相当するもの）並びに直近5事業年度における単体及び連結ベースでの貸借対照表及び損益計算書を、併せて提出していただきます。

### (i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 買付者等が会社その他の法人である場合には、代表者の役職、並びに代表者、取締役（又はそれに相当する役職。以下同じ）及び監査役（又はそれに相当する役職。以下同じ）それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴

(ハ) 買付者等が会社その他の法人である場合には、その目的及び事業の内容

(ニ) 買付者等が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出

9 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、別紙4に定める基準に従い行うものとします。なお、別紙4に定める基準は、法令の改正や裁判例の動向等に基づき独立委員会の決議によって適宜合理的な範囲内で変更される場合がございますが、その場合、速やかに開示いたします。

10 本文の (iii) 所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本文の (iii) 所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

資者（所有株式又は出資割合上位10名）及び究極的な実質支配株主（出資者）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ハ) 買付者等が会社その他の法人である場合には、設立準拠法

(ト) 主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合

- (ii) 買付者等が現に保有する当社株式等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社株式等の取引状況
- (iii) 買付者等が企図する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>11</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

### ③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日<sup>12</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記② (i) (ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます（かかる判断にあたっては、独立委員会の意見を最大限尊重します。）。なお、本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報の提供が十分になされたとき当社取締役会が認めるまで繰り返し行うことができますが、最終の回答期限日は、本

11 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

12 営業日とは行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

必要情報の提供が十分になされた当社取締役会が認めない場合でも、買付者等が情報リストを受領した日から起算して60日を超えないものとします（ただし、買付者等からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。以下「必要情報提供期間」といいます。）。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（主要な株主又は出資者、重要な子会社・関連会社、共同保有者、特別関係者を含み、ファンド若しくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下「ファンド等」といいます。）の場合又は買付者等が実質的に支配若しくは運用するファンド等が存する場合は各組員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。）の詳細（沿革、具体的な名称、住所、設立準拠法、資本構成、事業内容、財務内容、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報、過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験及び今後の競業可能性等の詳細に関する情報、並びに役員の氏名、職歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）等を含みます。）
- (ii) 買付者等及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- (iii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細。なお、支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後における当社株式等の第三者への譲渡等又は重要提案行為等を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対象となる当社株式等の種類及び数、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性、大規模買付等及び関連する取引の実現可能性（大規模買付等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、並びに大規模買付等完了後の当社株式等の保有方針及び当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由

- を含みます。なお、大規模買付等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)
- (iv) 大規模買付等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠、算定機関の名称、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称及び当該第三者に関する情報、意見の概要、並びに当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
  - (v) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、並びに関連する取引の内容を含みます。)
  - (vi) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、意思連絡がある場合はその具体的な態様及び内容並びに当該第三者の概要
  - (vii) 買付者等及びそのグループによる、当社の株式等の保有状況、当社の株式等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社の株式等の貸株、借株及び空売り等の状況
  - (viii) 買付者等及びそのグループが既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
  - (ix) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株式等の数量等の当該合意の具体的内容
  - (x) 大規模買付等の後に意図する当社及び当社グループの経営方針、大規模買付等の後に派遣を予定している役員候補の経歴その他の詳細に関する情報（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての知識及び経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等（大規模買付等の後における当社及び当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。)

- (xi) 大規模買付等の後における当社の役員、従業員、労働組合、取引先、顧客及び地方公共団体その他の当社及び当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針
- (xii) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (xiii) 大規模買付等に関し適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外為法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、関係する法域における資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- (xiv) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の法令等の規制遵守の可能性
- (xv) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連が存在する場合にはその詳細

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切に開示いたします。

また、当社取締役会又は独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合（なお、提供を要求した情報の一部が提出されない場合においても、不提出につき合理的な説明がなされていると判断した場合には、本必要情報の提供が完了したものと取り扱う場合があります。）又は必要情報提供期間が満了した場合には、当社は、その旨を適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。なお、下記④に記載のとおり、当該開示の日の翌日から、取締役会評価期間（下記④に定義されます。）が起算されることとなります。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の (i) 又は (ii) の期間（いずれも本必要情報の提供が完了したと当社取締役会若しくは独立委員会が判断した旨又は必要情報提供期間が満了した旨を当社が開示した日の翌日から起算されるものとします。）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- (i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付等の場合には最大90日間

ただし、上記 (i) (ii) いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると当社取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに、株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。以下同じとします。）等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとし、当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、買付者等より意向表明書、本必要情報の提出を受け、取締役会評価期間開始と同時に、独立委員会に対し、対抗措置の発動の是非について諮問します。なお、その際に買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供いたします。

#### ⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとし、その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができるものとし、なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の (i) 又は (ii) に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 買付者等が本対応方針に規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本対応方針に規定する手続きを遵守しなかった場合、原則とし

て、当社取締役会に対し対抗措置の発動その他必要と考える事項を勧告します。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付等が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の中止又は発動の停止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。

(ii) 買付者等が本対応方針に規定する手続きを遵守した場合

買付者等が本対応方針に規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本対応方針に規定する手続きが遵守されている場合であっても、別紙5に掲げるいずれかの類型に該当すると認められ、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ対抗措置の発動が相当であると判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

本(ii)に基づいて、独立委員会が例外的措置として対抗措置の発動を勧告する場合には、当該勧告には、対抗措置の発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことを必須とします。これは、対抗措置の発動は、会社を支配する者の変動に関わるものであることから、独立委員会での判断を経た上で、最終的には株主の合理的な意思に依拠すべきである(株主意思の原則)との考えによるものです。

⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。この場合には、当社取締役会は、議決権を行使できる株主の範囲(近時の裁判例や大規模買付等の態様等も踏まえて、適切な範囲を決定することを予定しております。)、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適用ある法令等に従って開示いたします。株主意思確認総会の決議は、当該株主意思確認総会に出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行われるものとします。なお、株主意思確認総会は、定時株主総会

又は臨時株主総会と併せて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとし、当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続きを行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### ⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i) 買付者等が大規模買付等を中止した場合又は (ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を発動すること又は発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止の決議を行うものとし、

また、株主意思確認総会の招集の手続きが開始された場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や、買付者等が本対応方針に規定する手続きを遵守しない場合で、当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は株主意思確認総会の招集の手続きを取り止める旨の決議をすることができません。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### ⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、本対応方針に規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとし、

## (2) 本対応方針における対抗措置の具体的内容

当社が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙6「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりいたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

## (3) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から2029年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了時点において、現に大規模買付等を行っている者又は当該行為を企図する者であって、当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。なお、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において当社提案に基づき本対応方針の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応方針は当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応方針の廃止の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、独立委員会の承認を得た上で、本対応方針を修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本対応方針が廃止又は本対応方針の内容について当社株主の皆様にも実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

### 3. 本対応方針の合理性

#### (1) 「買収防衛策に関する指針」等の要件を全て充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。また、本対応方針は、東京証券取引所が2015年6月1日に導入し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」及び経済産業省が2023年8月31日付けで公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて」の定めを勘案したものとなっております。その結果として、本対応方針を継続することが最善の選択であるとの判断に至ったものです。

#### (2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

#### (3) 事前の開示及び株主意思を重視するものであること

当社は、株主・投資家の皆様及び買付者等の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本対応方針を予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

本対応方針は、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得た上で継続するものです。また、上記2. (3) に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において当社提案に基づき本対応方針の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応方針も当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本対応方針の存続には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。加えて、買付者等が本対応方針に定める手続きを遵守している場合には、対抗措置の発動の決定に関して必ず株主意思確認総会を開催

するものとしております。

このように、本対応方針は、株主の皆様のご意思を最大限重視するものです。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している独立社外取締役が過半数を占める構成となっている上、本対応方針においては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本対応方針の運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本対応方針の透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、上記2.（1）に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.（3）に記載のとおり、本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

#### 4. 株主及び投資家の皆様への影響

##### (1) 本対応方針の継続時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本対応方針の継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本対応方針がその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2. (1)に記載のとおり、買付者等が本対応方針を遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

##### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、非適格者（別紙6「新株予約権無償割当ての概要」の7. に定義されます。以下同じとします。）につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. (1)⑦に記載の手続き等に従い対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、非適格者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、非適格者以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、当社取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員会の委員（以下「独立委員」という。）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1) 当社社外取締役、(2) 当社社外監査役又は (3) 社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、独立委員会の同意を得た上で、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、社外有識者を独立委員に選任する場合は、別途当社が定める様式による委託契約（委員の当社に対する善管注意義務及び秘密保持義務含む。）を締結するものとする。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が随時招集することができる。
5. 独立委員会の委員長は、各独立委員の互選により選定される。独立委員会の議長は、委員長がこれを務めるものとし、委員長に事故あるときは他の独立委員がこれを務める。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故その他やむを得ない事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む。）
  - (2) 本対応方針に係る対抗措置の中止又は発動の停止

- (3) 本対応方針の廃止及び変更
  - (4) その他本対応方針に関連して当社代表取締役又は当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項  
各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社グループの中長期的企業価値・株主共同利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴

## 伊丹 俊彦 (いたみ としひこ)

- 1980年 4月 東京地方検察庁 検事任官
- 2005年 4月 東京地方検察庁 公安部長
- 2010年 6月 最高検察庁 総務部長
- 2012年 7月 東京地方検察庁 検事正
- 2014年 7月 最高検察庁 次長検事
- 2015年12月 大阪高等検察庁 検事長
- 2016年11月 弁護士登録、長島・大野・常松法律事務所 顧問
- 2018年 3月 株式会社北國新聞社 監査役
- 2018年 6月 株式会社セブン銀行 社外取締役
- 2018年 6月 当社社外取締役 (現任)
- 2020年 6月 株式会社JPホールディングス 社外取締役監査等委員 (現任)
- 2025年 9月 WIN法律事務所 弁護士 (現任)

## 百井 俊次 (ももい しゅんじ)

- 1984年10月 昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所
- 1988年 3月 公認会計士登録
- 2000年 5月 同監査法人 パートナー
- 2005年 5月 同監査法人 シニアパートナー
- 2019年 6月 当社社外監査役
- 2020年 6月 当社常勤監査役 (現任)
- 2022年 6月 SBI地銀ホールディングス株式会社 監査役 (非常勤) (現任)

## 荒金 久美 (あらかね くみ)

- 1981年 4月 株式会社小林コーサー (現：株式会社コーサー) に入社
- 2002年 3月 同社研究本部開発研究所主幹研究員
- 2004年 3月 同社マーケティング本部商品開発部長
- 2006年 3月 同社執行役員、マーケティング本部副部長兼商品開発部長
- 2010年 3月 同社研究所長
- 2011年 3月 同社品質保証部長 (総括製造販売責任者)
- 2011年 6月 同社取締役 (品質保証部・お客様相談室・購買部・商品デザイン部 担当)
- 2017年 6月 同社常勤監査役
- 2019年 3月 株式会社クボタ 社外監査役
- 2020年 3月 カゴメ株式会社 社外取締役 (現任)
- 2020年 6月 当社社外取締役 (現任)
- 2021年 3月 株式会社クボタ 社外取締役 (現任)

室井 雅博 (むろい まさひろ)

- 1978年 4月 野村コンピュータシステム株式会社に入社
- 1988年 1月 合併により株式会社野村総合研究所へ
- 2000年 6月 同社取締役ナレッジソリューション部門企画・業務本部長  
兼ECナレッジソリューション事業本部長
- 2002年 4月 同社取締役 常務執行役員 e-ソリューション部門長
- 2008年 4月 同社取締役 専務執行役員 本社機構担当兼研究創発センター長
- 2013年 4月 同社代表取締役 副社長 コーポレート管掌、品質・生産革新、リスク管理担当
- 2015年 4月 同社取締役 副会長、取締役会議長
- 2016年 6月 菱電商事株式会社 (現:株式会社RYODEN) 社外取締役
- 2017年 6月 株式会社丸井グループ 社外取締役
- 2018年 6月 農林中央金庫 監事 (現任)
- 2022年 6月 当社社外取締役 (現任)

水原 潔 (みずはら きよし)

- 1983年 4月 株式会社小松製作所入社
- 1988年 1月 小松ドレッサーカンパニー (現コマツアメリカ株) (~1993年3月) 駐在
- 1997年 3月 コマツハノマープ有限公司 (現コマツドイツ有) (~2003年3月) 駐在
- 2005年 4月 株式会社小松製作所 建機マーケティング本部販売企画部長
- 2008年 4月 同社建機マーケティング本部事業管理部長兼海外運輸部長
- 2011年 4月 同社建機マーケティング本部建機経営企画室長
- 2013年 4月 同社執行役員インド総代表兼コマツインディア有限公司社長
- 2017年 4月 同社常務執行役員 建機マーケティング本部長
- 2019年 6月 同社取締役兼専務執行役員
- 2021年 4月 同社CMO (チームマーケティングオフィサー) 兼建機ソリューション本部長
- 2022年 4月 同社代表取締役兼専務執行役員 CMO
- 2023年 7月 同社顧問 (現任)
- 2025年 6月 当社社外取締役 (現任)

(注) 上記各委員は、いずれも東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

### 当社の大株主の株式保有状況

2026年3月31日現在

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数 に対する所有株式数の割合(%)
大一殖産株式会社	42,923	14.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	33,224	11.09
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	10,492	3.50
一般社団法人アリー	8,977	3.00
戸田博子	6,611	2.21
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	6,009	2.01
株式会社三菱UFJ銀行	5,891	1.97
戸田建設自社株投資会	5,831	1.95
戸田建設取引先持株会	5,823	1.94
株式会社ヤクルト本社	4,955	1.65
計	130,741	43.63

(注) 上記のほか当社所有の自己株式18,330千株があります。

### 共同協調行為等の認定基準

- ※ 認定は、認定の対象者(その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。)について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
- ※ 以下「当社の特定の株主」には、当該特定の株主の親会社及び子会社(当該特定の株主を含め、「特定株主グループ」という。)、特定株主グループの役員及び主要株主を含むものとする。
- 1) 当社株式等を取得している時期が、当社の特定の株主による当社株式等の取得又は重要提案行為等の買取に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
  - 2) 取得した当社株式等の数量が相当程度の数量に達しているか
  - 3) 当社株式等の取得を開始した時期が、当該特定の株主による当社株式等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、当該特定の株主による当社の買取に向けた行動が開始された時期に近接し、又は本対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか
  - 4) 市場における当社株式等の取引状況が異常な時期(例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期)において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、当該特定の株主による当社株券等の取得の時期及び態様(例えば、信用買い等を駆使しているかどうか)の特徴との間に共通性がみられるか
  - 5) 当該特定の株主が株式等を取得している(又は取得していた)他の上場会社の株式等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
  - 6) 上記5)の重なり合う期間において、当該他の上場会社(当該特定の株主とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社)に対する株主権(共益権)の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
  - 7) 上記5)記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者及び当該特定の株主(並びに当該認定対象者以外の者で当該特定の株主と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主)による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の内任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値の毀損のおそれ(例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設

開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続き、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行)が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値の毀損のおそれほどの程度か

- 8) 当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
- 9) 当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員（役員に相当する支配力を有すると認める者を含みまず。）兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか
- 10) 当社に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この10）を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」と認定してはならないものとする。）
- 11) 当社の事業や経営方針に関する言動等が当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この11）を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」と認定してはならないものとする。）
- 12) その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び/又は親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定の株主との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
- 13) その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合ないし当社株式等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にあると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがある（いわゆる強圧性がある）と判断される場合
6. 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社株式等を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社株式等を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものであると判断される場合
7. 買付者等の提案する当社株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の本源的企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

8. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
9. 買付者等が支配権を取得する場合における当社グループの企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合における当社グループの企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
10. 買付者等の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
11. その他1. から10. までの準じる場合で、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### 7. 本新株予約権の行使条件

(1) 買付者等、(2) 買付者等の共同保有者<sup>13</sup>、(3) 買付者等の特別関係者<sup>14</sup>、若しくは(4) これら(1)から(3)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(5) これら(1)から(4)までに該当する者の関連者<sup>15</sup>（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、

13 本対応方針において共同保有者とみなされるものを含みます。

14 本対応方針において特別関係者とみなされるものを含みます。

15 ある者の「関連者」とは、ある者とフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。なお、「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に該当するか否かの判定は、別紙4に定める基準に従い行うものとします。また、組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、一定の事由が生じたこと又は当社取締役会が別途定める日が到来したことを条件にして、当社取締役会の決議に従い、①本新株予約権の全部又は非適格者以外の株主が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項や、②非適格者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、非適格者が所有する本新株予約権については一定の行使条件（例えば、買付者等が株式を処分した場合に、その行使後における株券等保有割合が20%を下回ること等の一定の条件の範囲内で本新株予約権を行使することができる旨の行使条件等）や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項（ただし、非適格者以外の株主の利益を害するものではないと合理的に判断される内容のものに限ります。）等、大規模買付等に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項等を付すことがあり得ます。なお、非適格者が保有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わないこととします。

本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

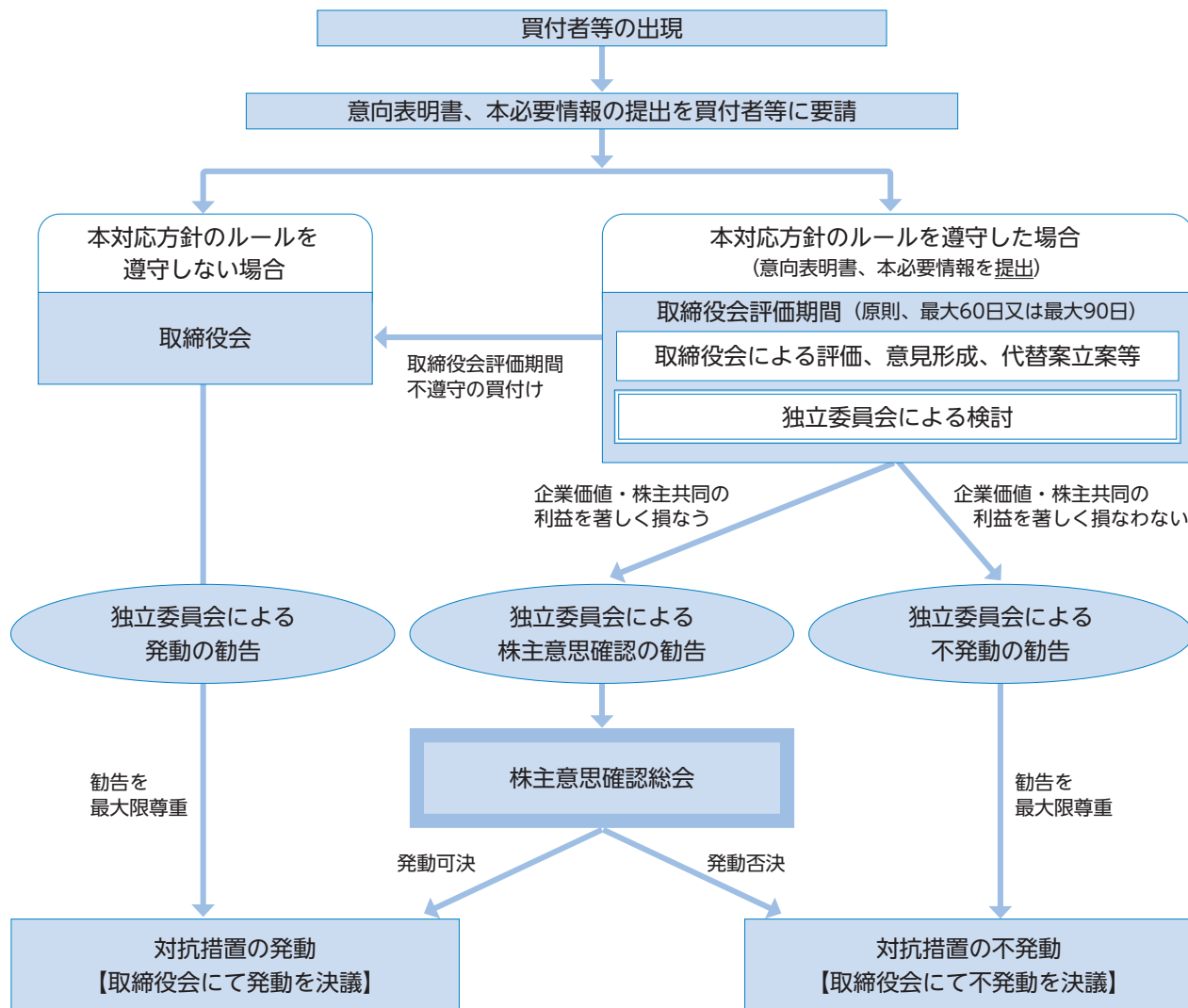
当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

(ご参考)  
《本対応方針の手続きに関するフロー図》



※このスキーム図は本対応方針の概要をわかりやすく表示したものです。具体的な対応方針の内容については本文をご参照ください。

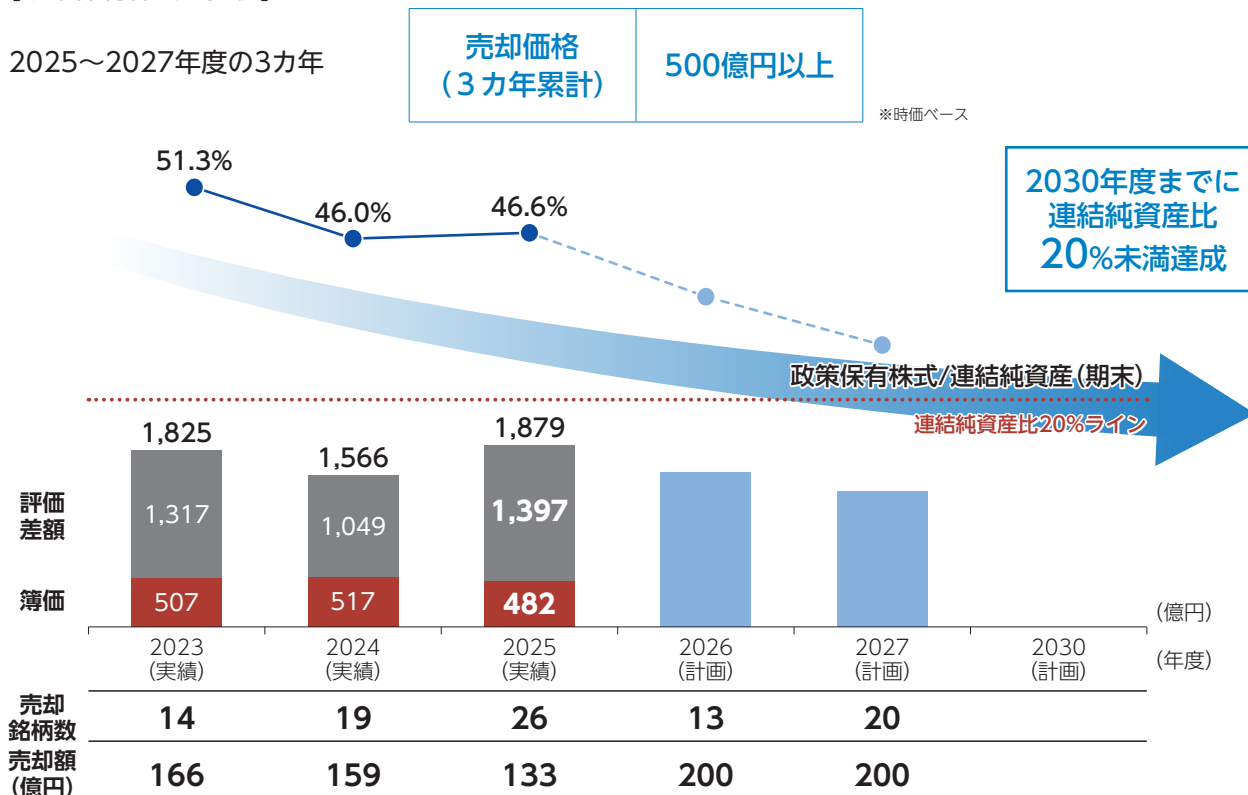
以上

## 政策保有株式について

当社グループは、事業戦略を推進する上での重要な協業及び取引関係の強化、中長期的な企業価値の向上に資することを目的に、政策保有株式を保有しております。政策保有株式については、保有リスクの抑制や資本の効率性の観点から、保有高の縮減を基本方針としておりますが、取締役会において保有意義及び経済合理性を検証し、その結果、保有の妥当性が認められる銘柄については保有を継続しております。一方で、必ずしも保有継続する意義の認められない政策保有株式については、当該発行企業との十分な対話を経た上で、売却を進めてまいります。売却資金は、建設事業における事業基盤強化やM&A、洋上風力発電事業、人材投資等への投下資金の一部として企業価値向上のために活用すべく、全社的な財務状況を勘案して、最適な時期に売却を実施してまいります。

当社は、上記方針のもと、「中期経営計画2027」に基づき、2025年度から2027年度の3カ年において500億円（時価ベース）以上を売却し、政策保有株式の縮減を図り、2030年度末には連結純資産に対する政策保有株式の比率を20%未満とする計画です。

### 【政策保有株式の推移】



## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）における国内景気は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に緩やかな回復の兆しが見られた一方、米国の通商政策や中東情勢の影響によるエネルギー価格の上昇や物流への不透明感が増すなどの下振れリスクが顕在化しました。

建設業界においては、資材価格の高騰や労務需給の逼迫に加え、「2024年問題」以降の労働環境の変化によるコスト上昇圧力が継続しており、さらに中東情勢の影響による日本国内における原油由来の建設資材の価格高騰や供給遅延についても注視していく必要があります。

当社グループにおいては、2025年5月に「中期経営計画2027」を公表し、営業・作業所における提供価値を高める「タテ展開」と、建設事業と戦略事業の連携を深める「ヨコ展開」を推進することで、高収益化を目指す取り組みを行っております。また重点管理事業として、SECC事業（スマート・エネルギー・コンプレックスシティ）、環境・エネルギー事業（洋上風力発電事業）及び海外事業を掲げ、これらの事業へ成長投資を行い事業基盤を一層強固なものにする成長戦略を実施しております。そして、このような成長投資を推進する一方でROE（自己資本利益率）10%以上を中長期的に確保するため、ROIC（投下資本利益率）5%以上を目標として設定するなど投資プロセスの強化にも取り組んでおります。

このような状況の中、当社グループは建設事業における戦略的受注を徹底するとともに、設計・施工準備段階におけるフロントローディングを通じたムダの排除と原価低減に注力し、生産性の向上に努めてまいりました。

連結売上高については、当社の建築事業及び国内グループ会社の大型工事が進捗したこと、また、海外グループ会社における販売用不動産の売却により売上高が増加し、6,457億円と前連結会計年度比10.1%の増加となりました。

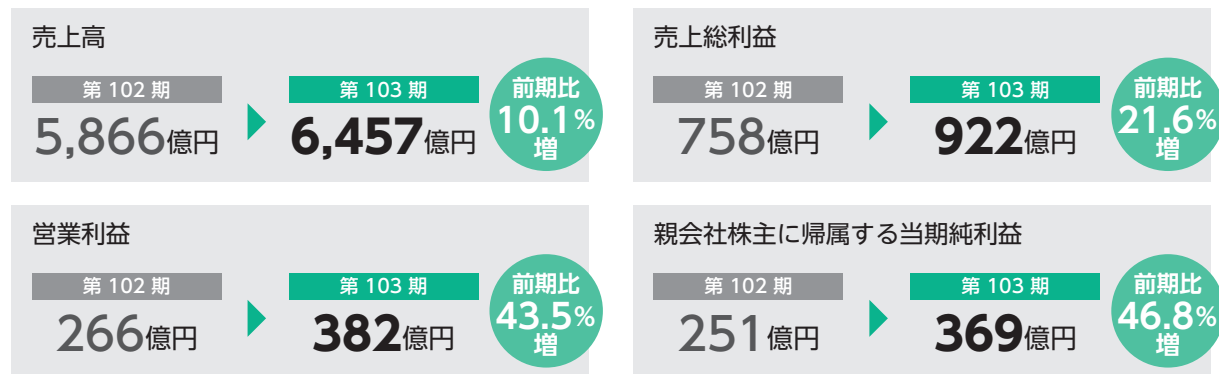
営業損益については、主に当社の建築事業において工事の採算性が向上したことや、海外グループ会社において販売用不動産の売上総利益が増加したことなどから、売上総利益は922億円と前連結会計年度比21.6%の増加となりました。また、販売費及び一般管理費は人件費や浮体式洋上風力などの研究開発費が増加し540億円と前連結会計年度比9.7%の増加となり、営業利益は382億円と前連結会計年度比43.5%の増加となりました。

経常利益については、保有する投資有価証券の受取配当金などを営業外収益に計上し、439億円と

前連結会計年度比51.2%の増加となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益については、国内投資開発事業等において減損損失を計上しましたが、政策保有株式の売却を進めたことによる投資有価証券売却益の計上により、369億円と前連結会計年度比46.8%の増加となりました。

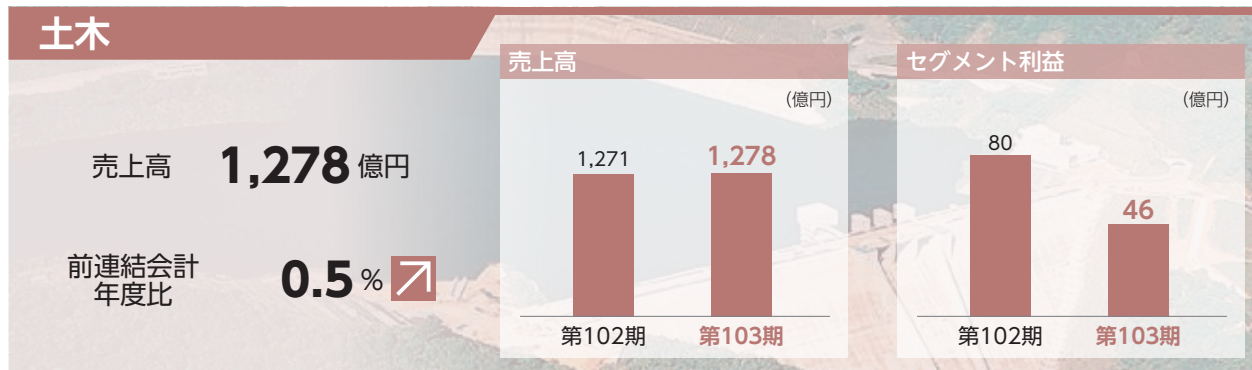
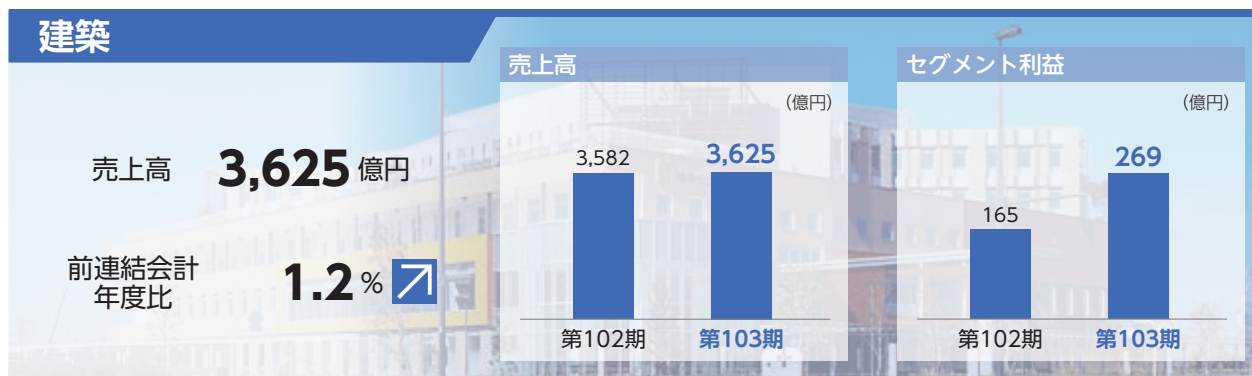
また、事業の種類別セグメントにおける業績は次のとおりであります。



## 【建築及び土木】

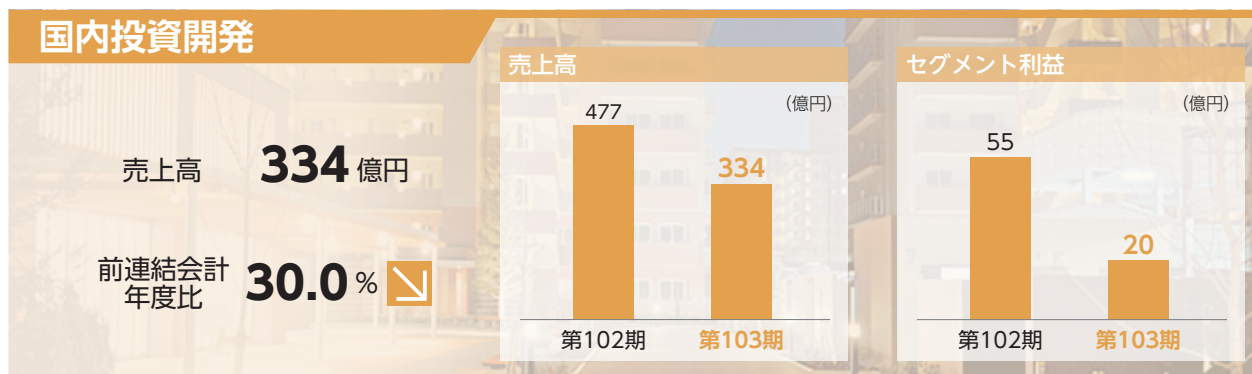
建築事業及び土木事業においては、国内及び海外において、施工を核として建設物のライフサイクル全般にわたり、事業の展開を図ってまいりました。

この結果、建築事業の売上高は3,625億円（前連結会計年度比1.2%増）となり、セグメント利益は269億円（前連結会計年度比62.8%増）となりました。また、土木事業の売上高は1,278億円（前連結会計年度比0.5%増）となり、セグメント利益は46億円（前連結会計年度比42.9%減）となりました。



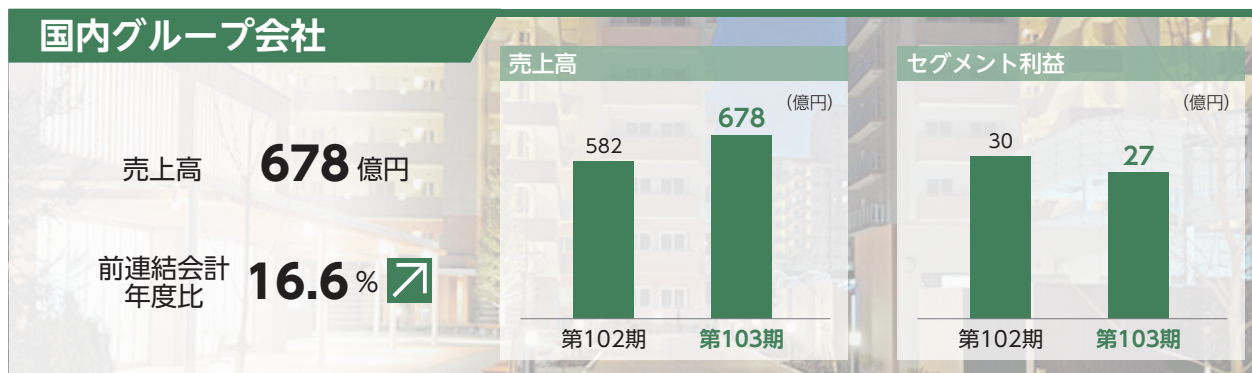
### [国内投資開発]

国内投資開発事業においては、国内において保有する土地及び建物の有効利用を図るとともに、賃貸並びに国内の建築及び土木事業に付帯する販売を中心に事業を展開してまいりました。この結果、売上高は334億円（前連結会計年度比30.0%減）、セグメント利益は20億円（前連結会計年度比63.0%減）となりました。



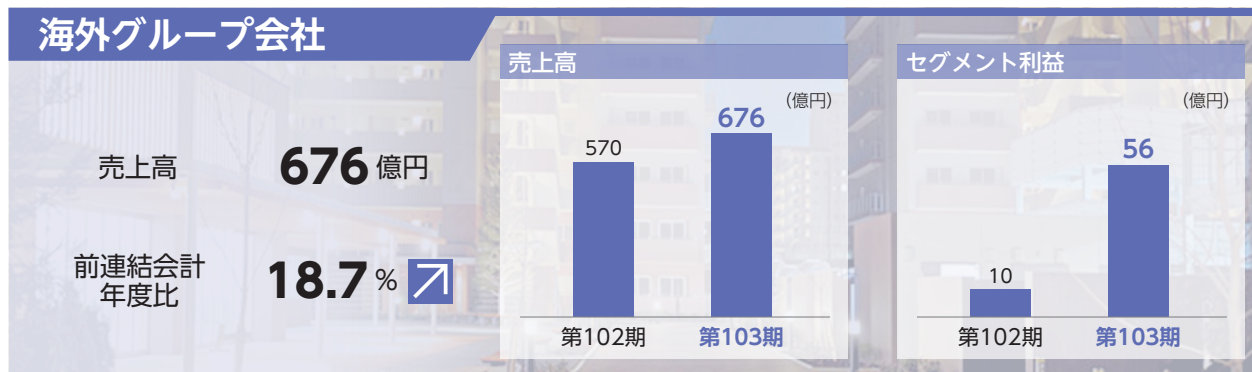
### [国内グループ会社]

国内グループ会社事業においては、国内の連結子会社が行う建築事業、土木事業、ビル管理を主とする不動産事業、ホテル事業、グループ企業内を中心とした人材派遣業、並びに金融・リース事業を中心に事業を展開してまいりました。この結果、売上高は678億円（前連結会計年度比16.6%増）、セグメント利益は27億円（前連結会計年度比8.8%減）となりました。



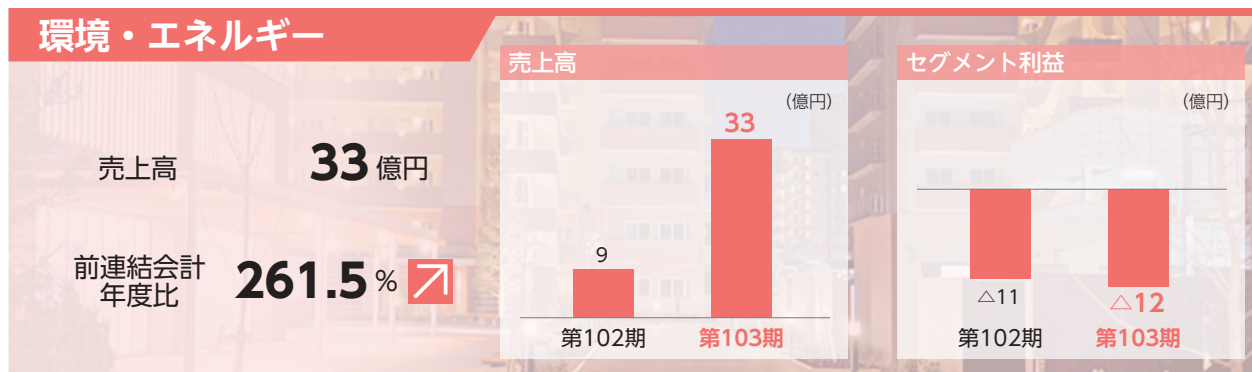
### [海外グループ会社]

海外グループ会社事業においては、海外の連結子会社が行う海外における建設工事及びこれに付帯する事業、不動産の自主開発、売買及び賃貸等に関する事業、並びにホテル事業を中心に展開してまいりました。この結果、売上高は676億円（前連結会計年度比18.7%増）、セグメント利益は56億円（前連結会計年度比449.0%増）となりました。



### [環境・エネルギー]

環境・エネルギー事業においては、当社グループが行う発電及び売電に関する事業を中心に展開してまいりました。この結果、売上高は33億円（前連結会計年度比261.5%増）、セグメント損失は12億円（前連結会計年度は11億円のセグメント損失）となりました。



なお、当社個別の部門別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。

### 当社個別の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
国内建築事業	662,365	412,827	358,848	716,343
国内土木事業	325,691	149,247	121,473	353,465
海外事業	1,107	4,521	2,061	3,568
(小計)	989,164	566,596	482,384	1,073,376
投資開発事業等	—	31,461	31,461	—
合計	989,164	598,058	513,845	1,073,376

### 当期の主な受注工事

#### [建築]

- ・ Meiji Seika ファルマ (株) 足柄デュアルユースプロジェクト
- ・ 東京都中央区 中央区立日本橋中学校改築及び中央区立千代田公園整備工事 (建築工事)
- ・ ラムマスター 2 (同) (仮称) ESR南港データセンターFit-out2工事
- ・ 福岡国際空港 (株) 福岡空港国際線ターミナルビル南側コンコース整備工事
- ・ 羽曳野市 羽曳野市本庁舎建替整備実施設計及び工事施工
- ・ スズキ (株) 本社EM・EPT棟新築工事

#### [土木]

- ・ 首都高速道路 (株) (修負) 高速都心環状線 (築地川区間) 銀座・新富地区擁壁他工事
- ・ 大栄不動産 (株) 坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業 造成工事
- ・ 西宮市上下水道局 公共下水道新設 (合流貯留管整備その6) 工事
- ・ 近畿中部防衛局 祝園 (7) 火薬庫新設等土木その他工事 (その1)・(その2)

## 当期の主な完成工事

### [建築]

- ・ (株) 出雲村田製作所 出雲村田製作所新生産棟及びインフラ物流棟建設工事
- ・ センコーグループホールディングス(株) (仮称) センコーグループホールディングス株式会社浦和大門物流センター新築工事
- ・ デジタル東京2特定目的会社 (仮称) N R T 14新築工事
- ・ 旧奈良監獄保存活用(株) 旧奈良監獄保存活用事業
- ・ 福岡市 福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業
- ・ (株) 下関ホテルマネジメント (仮称) 下関ホテルプロジェクト 新築工事

### [土木]

- ・ 東京都 城北中央公園調節池(一期)工事 その2
- ・ 国土交通省近畿地方整備局 すさみ串本道路東地トンネル他工事
- ・ 所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合 北秋津・上安松土地区画整理事業
- ・ 広島県水道広域連合企業団 広島水道 二期トンネル整備工事(矢野~二河工区)事務所

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施しました設備投資の総額は約259億円であります。設備投資の主なものは、賃貸事業用土地の取得及びニュージーランドホテル事業における新棟建設であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において当社は、金融機関からの借入などによる資金調達を行い、当連結会計年度末の有利子負債残高は、前連結会計年度末より約258億円減少し、約2,295億円となりました。

#### (4) 対処すべき課題

TODAグループは、2021年に発表した「未来ビジョンCX150」（以下「CX150」）の実現に向けて、事業ポートフォリオの強化と持続可能な価値創造に取り組んでおります。

CX150のフェーズ1「価値の源泉へのアクセス」にあたる前中期経営計画（2024年度最終年度）では、新本社ビル「TODA BUILDING」の建替え、地域創生を目指す「アグリサイエンスバレー常総」の開業、カーボンニュートラルに向けた「五島市沖浮体式洋上風力発電事業」の推進など、将来を見据えた成長投資を積極的に実施いたしました。

これに続くフェーズ2「価値の再構築」となる『中期経営計画2027』では、前中期経営計画の成果を踏まえるとともに、今後の不確実な経営環境に向けて、確固たる強みを見極め展開し、TODAグループ独自の「突出価値」を創造していくことが不可欠であると認識しております。特に、営業・作業所における提供価値を高める「タテ展開」と、建設事業と戦略事業の連携を深める「ヨコ展開」を推進し、高収益化を目指していきます。また、人材のフロントシフト、デジタル・技術開発への投資を拡充するとともに、資本効率の向上を通じて、事業基盤を一層強固なものとしてまいります。

TODAグループは、『中期経営計画2027』を通じて、皆様のご期待に応える持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

※突出価値：TODAグループの独自の視点と最先端の技術に基づく、お客様の期待を超える突出した提供価値

## 1. 基本方針

『見極め、つなぐ。』～ 発散から結束、価値の最大化 へ～

- ・ 確固たる強みを見極め、総合知としての活用を通じて、競争優位に資するTODAグループ独自の価値（突出価値）を創造する。
- ・ 営業・作業所等のフロントラインにおける価値提供（タテ展開）と、建設事業と戦略事業の協働による相互シナジー（ヨコ展開）によって高収益化を目指す。

※ 総合知：多様な「知」が集い、新たな価値を創出する「知の活力」を生むこと（内閣府）

## 2. 2027年度 グループ業績目標

### (1) 連結売上高・営業利益等

	2025年度実績	2027年度目標
連結売上高	6,457億円	8,000億円 程度
営業利益	382億円	435億円 以上
営業利益率	5.9%	5.4% 以上
当期純利益	369億円	350億円 以上
ROE（自己資本利益率）	10.1%	10.0% 以上
労働生産性（個別）	1,684万円	1,750万円 以上

※ 労働生産性＝付加価値額（営業利益＋総額人件費）÷社員数（期中平均、派遣社員等を含む）

## (2) 事業別売上高・利益

- 建設事業の収益成長と戦略事業の総合力によって業績目標の達成を計画する。

		2025年度実績		2027年度目標	
連結売上高		6,457億円		8,000億円	
建築事業		3,625億円		4,300億円	
土木事業		1,278億円		1,500億円	
戦略事業		国内投資開発		500億円	
国内グループ会社		678億円		800億円	
海外グループ会社		676億円		900億円	
環境・エネルギー		33億円		70億円	
営業利益		382億円 [5.9]		435億円 [5.4]	
建築事業		269億円 [7.4]		220億円 [5.1]	
土木事業		46億円 [3.6]		90億円 [6.0]	
戦略事業		国内投資開発		60億円 [12.0]	
国内グループ会社		27億円 [4.1]		35億円 [4.4]	
海外グループ会社		56億円 [8.3]		35億円 [3.9]	
環境・エネルギー		△12億円 [-]		5億円 [7.1]	

※ 連結売上高・営業利益には連結消去を含む

※ [ ] は利益率

## (3) 株主還元方針

- 直接的な利益還元と中長期的な株価上昇による株主還元を目指し、DOE3.5%以上、総還元性向70%程度とする。

	2025年度実績	中期経営計画2027
自己資本配当率 (DOE)	4.7%	3.5% 以上
総還元性向	66.2%	70.0% 程度

※ DOE (自己資本配当率) = 配当総額 ÷ 自己資本

※ 総還元性向 = 総株主還元額 (配当総額 + 自社株式取得総額) ÷ 親会社株主に帰属する当期純利益

## [人財の育成及び社内環境整備に関する方針]

当社グループは、「人財こそが企業成長の基礎」であるとの信念に基づき、「CX150」の実現を牽引する人財の育成を経営の最重要課題と位置づけております。人財戦略を将来の価値創造に向けた「投資」と捉え、採用、人事制度、働き甲斐改革、人財開発、ウェルネス・DE&Iの推進、グローバル化の6領域において、以下のとおり重点的な取り組みを推進いたしました。

## (採用)

高い専門性を有し、自ら課題解決に挑む「自己発働型人財」の確保に向け、マーケティング視点を取り入れた戦略的な採用活動を展開しております。

- ・ミスマッチの防止：新卒採用ではインターンシップ等の実務体験を通じてミスマッチを防止しております。
- ・獲得経路の多様化：キャリア採用においては即戦力人財を確保するため、リファラル採用の強化や退職者の再雇用を促す「アルムナイ制度」を導入・運用いたしました。

## (人事制度)

従業員が働き甲斐を感じて自己実現できるよう、実力主義に基づく適所適材の配置と処遇改善を進めております。

- ・実力主義に基づく人事制度：年功的要素を廃した「ミッション・グレード制度」のもと、役割と貢献度を公正に評価し、実力ある若手人財の積極的な抜擢を行っております。
- ・現場の士気向上と組織活性化：作業所（現場）勤務者の処遇改善（現場勤務手当の増額等）を継続的に実施し、エンゲージメントの強化に努めております。また、役職定年・選択定年制度の適切な運用により、組織の若返りと活性化を促進しております。

## (働き甲斐改革)

従業員が理想とする「ライフ（人生）」を実現する手段のひとつとして「ワーク（仕事）」を位置づける「Work in Life」の考え方を浸透させ、挑戦意欲を持てる環境を構築しております。

- ・就業環境の最適化：時間外労働の上限規制を遵守するための総実労働時間の短縮や有給休暇の取得促進を全社的に推進いたしました。
- ・自律的な挑戦の支援：従業員の挑戦意欲を醸成するため、既存の枠組みに捉われない新たな事業創出を目指す「社内ベンチャー制度」を運用し、新たな価値創造の源泉としております。

### (人財開発)

「多様・多彩な人財を育成・確保し、事業基盤を強化する」ことを基本方針に、中長期的な視点での育成プログラムを整備しております。

- ・体系的な能力開発：主体的な課題解決を促すOJTを軸としつつ、100種を超える公的資格や博士号の取得支援制度を実施し、専門知識の習得と学びの習慣化を支援しております。
- ・次世代経営人財の育成：次世代の経営を担う候補者プール（常時50名規模）を構築し、人事統轄部に所属する社内のキャリアコーチによる「伴走型コーチング」を実施しております。客観的なアセスメントや経営現場での実践（タフアサインメント）を通じ、経営視点を備えたリーダーの継続的な輩出に取り組んでおります。

### (ウェルネス・DE&Iの推進)

「多様性を力に」を掲げ、心身の健康増進（ウェルネス）と、異なる背景を持つ人財がその能力を最大限に発揮できる組織風土の醸成に取り組んでおります。

- ・健康経営の高度化：従業員のウェルビーイングを経営の基盤と捉え、トップメッセージの発信や「健康経営推進ワーキング」による活動を強化いたしました。その結果、「健康経営優良法人2026」に認定されるとともに、各種KPI（重要業績評価指標）に基づいた心身の健康増進策を展開しております。
- ・女性活躍の推進：女性経営者育成支援研修や大学講座等への派遣など、長期的なキャリア形成を支援しております。この結果、当期末の女性管理職比率は5.3%（前年比0.6ポイント増）に向上し、次代を担う主任級の女性の層も着実に厚くなっております。
- ・仕事と家庭の両立支援：在宅勤務制度やサテライトオフィスの活用により、柔軟な働き方を推進しております。特に、男性の育児参画を積極的に支援しており、男性育児休業取得率は6年連続で100%を達成いたしました。また、28日間の有給となる「産後パパ育休制度」など、独自の支援策も運用しております。
- ・多様性の尊重：「同性パートナーシップ制度」の導入やALLY（理解者）活動の推進に加え、主任級以上に対するアンコンシャス・バイアス研修（累積約2,500名受講）を実施しております。これらの活動が評価され、「PRIDE指標」において最高ランクのゴールドを獲得しております。

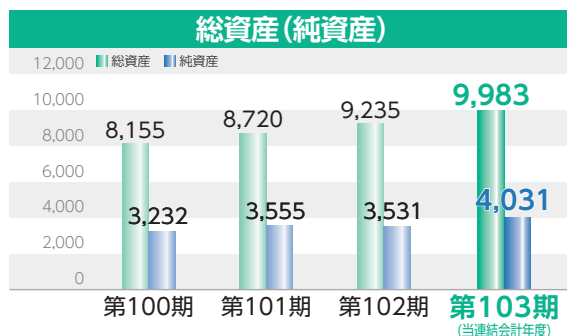
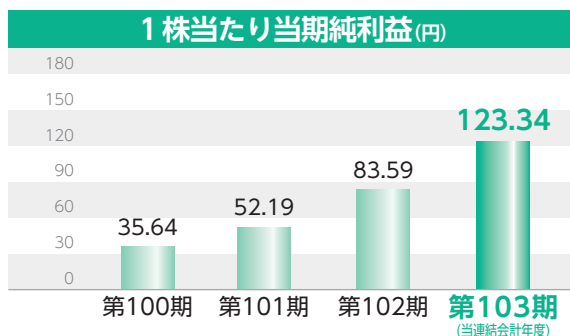
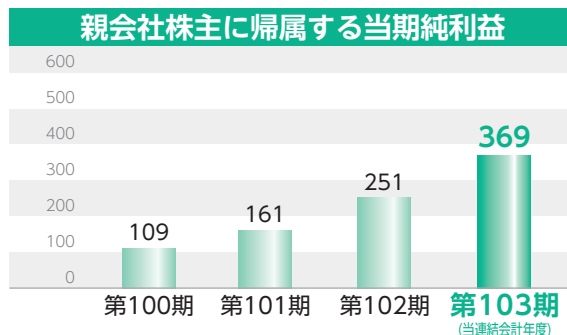
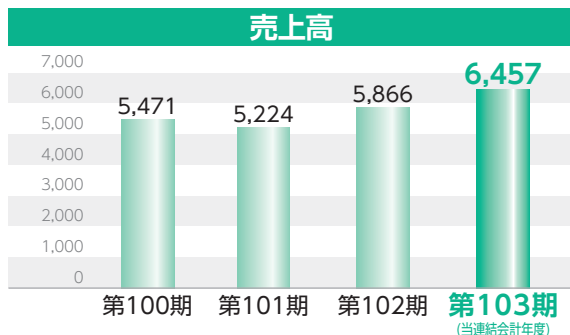
### (グローバル化)

重点管理事業である海外事業の拡大に向け、異文化環境で成果を発揮できる「グローバル人財」の育成を加速させております。

- ・実践的な海外・国内研修：JICAと連携した「青年海外協力隊」への従業員派遣（ベナン共和国等）を開始したほか、海外拠点スタッフの日本国内研修を強化し、国内外で活躍できる人財基盤を構築しております。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移 (単位：億円)

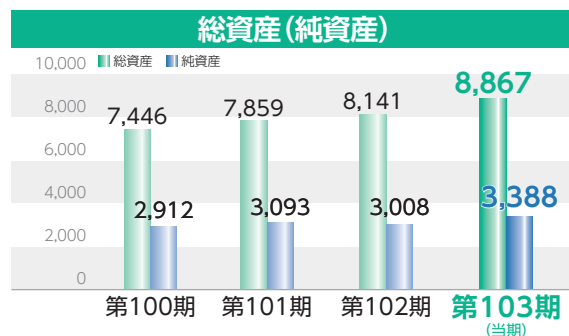
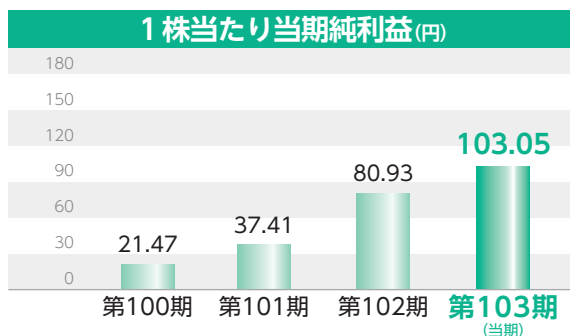
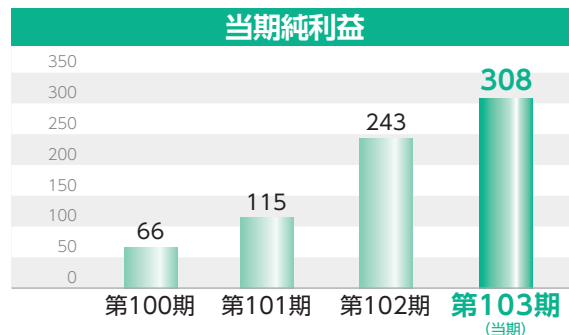
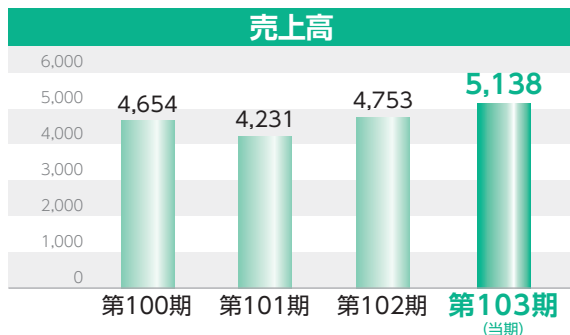


(単位：億円)

区分	2022年度 第100期	2023年度 第101期	2024年度 第102期	2025年度 第103期 (当連結会計年度)
売上高	5,471	5,224	5,866	6,457
親会社株主に帰属する当期純利益	109	161	251	369
1株当たり当期純利益	35.64円	52.19円	83.59円	123.34円
総資産 (純資産)	8,155 (3,232)	8,720 (3,555)	9,235 (3,531)	9,983 (4,031)

(注) 第102期の期首より「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を適用しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移 (単位：億円)



(単位：億円)

区分	2022年度 第100期	2023年度 第101期	2024年度 第102期	2025年度 第103期 (当事業年度)
受注高	4,455	5,234	6,455	5,980
売上高	4,654	4,231	4,753	5,138
当期純利益	66	115	243	308
1株当たり当期純利益	21.47円	37.41円	80.93円	103.05円
総資産 (純資産)	7,446 (2,912)	7,859 (3,093)	8,141 (3,008)	8,867 (3,388)

(注) 第102期の期首より「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を適用しております。

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
PT Tatamulia Nusantara Indah	3,226百万円	67.0%	総合建設業
戸田ビルパートナーズ株式会社	100百万円	100.0%	不動産業・ビル管理業・建設業・保険代理業
戸田道路株式会社	100百万円	100.0%	建設業（道路舗装・一般土木）
株式会社アベックエンジニアリング	100百万円	100.0%	建設業（建築設備）
佐藤工業株式会社	100百万円	100.0%	総合建設業
昭和建設株式会社	50百万円	70.0%	総合建設業

(注) 昭和建設株式会社に対しての出資比率は、当社が70%、戸田道路株式会社が30%となっております。

連結子会社は、上記の6社を含めて48社であります。

## (7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	事業の内容
建築事業	当社が行うオフィスビル等の建築一式工事に係る調査、企画、設計、監理及び施工等に関する事業
土木事業	当社が行うトンネル等の土木一式工事に係る調査、企画、設計、監理及び施工等に関する事業
国内投資開発事業	当社が行う国内における不動産の自主開発、売買及び賃貸等に関する事業
国内グループ会社事業	国内連結子会社が行う建築事業、土木事業、ビル管理を主とする不動産事業、ホテル事業、グループ企業内を中心とした人材派遣業、並びに金融・リース事業
海外グループ会社事業	海外連結子会社が行う海外における建設工事及びこれに付帯する事業、不動産の自主開発、売買及び賃貸等に関する事業、並びにホテル事業
環境・エネルギー事業	当社グループが行う発電及び売電等に関する事業

(8) 主要な事業所等 (2026年3月31日現在)

① 当社

本店 東京都中央区京橋一丁目7番1号

支店

東京支店 (東京都中央区)	札幌支店 (札幌市)
首都圏土木支店 (東京都中央区)	東北支店 (仙台市)
千葉支店 (千葉市)	広島支店 (広島市)
関東支店 (さいたま市)	四国支店 (高松市)
横浜支店 (横浜市)	九州支店 (福岡市)
大阪支店 (大阪市)	
名古屋支店 (名古屋市)	

筑波技術研究所 (つくば市)

海外営業所及び駐在員事務所

シンガポール営業所 (シンガポール)

② 子会社

株式会社アベックエンジニアリング (埼玉)	戸田ソーラーエネルギー深谷合同会社 (東京)
佐藤工業株式会社 (福島)	戸田ソーラーシェアリング合同会社 (東京)
昭和建設株式会社 (茨城)	フローティング・ウィンド・アグリゲーション株式会社 (長崎)
TGCゼネラルサービス株式会社 (東京)	PT Tatumulia Nusantara Indah (インドネシア)
東和観光開発株式会社 (山口)	PT Toda Group Indonesia (インドネシア)
戸田道路株式会社 (東京)	Thai Toda Corporation Ltd. (タイ)
TODA農房合同会社 (東京)	Tobic Co., Ltd. (ベトナム)
戸田ビルパートナーズ株式会社 (東京)	Toda America, Inc. (アメリカ)
戸田ファイナンス株式会社 (東京)	Toda Asia Pacific Pte. Ltd. (シンガポール)
戸田建設不動産投資顧問株式会社 (東京)	TODA Investimentos do Brasil Ltda. (ブラジル)
オフショアウィンドファームコンストラクション株式会社 (東京)	Toda Senegal Société à Responsabilité Limitée Unipersonnelle (セネガル)
五島フローティングウィンドパワー合同会社 (長崎)	Toda Vietnam Co., Ltd. (ベトナム)
五島フローティングウィンドファーム合同会社 (長崎)	

## (9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

## ①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
7,286名	376名増

## ②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,404名	89名増

## (10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	32,967百万円
株式会社みずほ銀行	14,053百万円
株式会社三井住友銀行	9,735百万円
株式会社りそな銀行	9,140百万円

## 2. 会社の現況

### (1) 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

①発行可能株式総数	759,000,000株
②発行済株式の総数	318,005,696株
③株主数	17,409名
④大株主	

株主名	持株数	持株比率
大一殖産株式会社	42,923千株	14.32%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	33,224千株	11.09%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	10,492千株	3.50%
一般社団法人アリー	8,977千株	3.00%
戸田 博子	6,611千株	2.21%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	6,009千株	2.01%
株式会社三菱UFJ銀行	5,891千株	1.97%
戸田建設自社株投資会	5,831千株	1.95%
戸田建設取引先持株会	5,823千株	1.94%
株式会社ヤクルト本社	4,955千株	1.65%

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式18,330千株があります。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### ⑤役員に交付した株式

当社は、事業報告「3. (3) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載のとおり、取締役を対象とした業績連動型株式報酬制度を導入しております。

当期においては、同制度に係る株式支給の対象となる取締役2名に対し、以下のとおり交付しております。

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	6,936株	2名

## (2) 新株予約権等の状況

### その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、一括取得型自己株式取得（ASR）における株式取得数の調整の手段として、2026年3月25日開催の取締役会決議に基づく第三者割当による第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行しており、その発行条件は以下のとおりであります。

	第1回新株予約権
新株予約権の数（個）	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	（注）1
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換え払込を要しない。
新株予約権の行使期間	2026年5月27日から2026年10月15日まで。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円とする。
新株予約権の行使の条件	（注）2
割当先	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

（1）本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その数（以下「交付株式数」という。）は、以下の計算式に従って算定される株式数とする。

交付株式数 = (i) 基準株式数 - (ii) 基準金額 ÷ 平均株価  
 ※単元未満株式は切り捨て、0を下回る場合には0株とする。

- (i) 「基準株式数」は、4,651,100株。  
 (ii) 「基準金額」は、6,999,905,500円。  
 (iii) 「平均株価」は、下記(a)に下記(b)を加えた数値  
 （小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）をいう。

(a) 2026年3月27日（同日を含む。）から本新株予約権の行使請求の効力発生日（以下「行使請求日」という。）の直前取引日（同日を含みます。）までの期間の各取引日（ただし、本新株予約権の発行要項に定める除外市場混乱事由発生日を除く。）の東証における当社普通株式のVWAPの算術平均値に101.4%を乗じた数値。

(b) 2026年3月27日（同日を含みます。）から行使請求日の直前取引日（同日を含みます。）までの期間のいずれかの日を権利付最終日とする各配当との関係で、①当該配当の1株当たりの配当額（ただし、各中間配当及び各期末配当については25円を控除し、当該控除後の金額が0円を下回る場合には、0円とします。）に、②当該配当に係る権利落ち日（同日を含みます。）から2026年10月14日（同日を含みます。）までの取引日数を乗じた数値を、③2026年3月27日（同日を含む。）から2026年10月14日（同日を含む。）までの取引日数で除した数値（以下「配当調整額」という。）を算出した上で、各配当に係る配当調整額を合計した数値。

### (2) 基準株式数等の調整

①2026年3月30日（同日を含む。）から行使請求日の2取引日後の日（同日を含む。）までの期間中に当社普通株式の分割、無償割当て又は併合の基準日（基準日が設定されない場合は、効力発生日。）を設定した場合、VWAPは、本新株予約権の発行要項の規定に従い調整する。

②次に掲げる場合には、当社は、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社と協議の上、その承認を得て、基準株式数及び平均株価を算出するに際して使用されるVWAPについて、合理的かつ必要な調整を行う。

- (i) 会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は合併のために調整を必要とするとき。
  - (ii) 株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行（無償割当てを含む。）、その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により調整を必要とするとき。
  - (iii) これらの金額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整に際して、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
2. 新株予約権の行使の条件
- (1) 本新株予約権の一部行使はできない。
  - (2) 本新株予約権に係る新株予約権者が本新株予約権の行使を行わないことを当社に対して通知した場合、当該通知が行われた日以降、当該本新株予約権を行使することはできない。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
今井 雅 則	代表取締役会長	
大谷 清 介	代表取締役社長	
山 崎 俊 博	取締役	コーポレート本部長
伊 丹 俊 彦	取締役	WIN法律事務所 弁護士 (株)JPホールディングス社外取締役監査等委員
荒 金 久 美	取締役	(株)クボタ社外取締役 カゴメ(株)社外取締役
室 井 雅 博	取締役	農林中央金庫監事
水 原 潔	取締役	(株)小松製作所顧問
百 井 俊 次	常勤監査役	SBI地銀ホールディングス(株)監査役 (非常勤)
若 林 英 実	常勤監査役	
西 山 潤 子	監査役	ペプチドリーム(株)社外取締役監査等委員
町 田 覚	監査役	鳥飼総合法律事務所 アソシエイト (株)ムラコシホールディングス社外取締役

- (注) 1. 取締役伊丹俊彦氏、荒金久美氏、室井雅博氏及び水原潔氏は、社外取締役であります。
2. 監査役百井俊次氏、西山潤子氏及び町田覚氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役百井俊次氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
常勤監査役百井俊次氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 監査役町田覚氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
監査役町田覚氏は、公認会計士の資格を有しております。
5. 取締役伊丹俊彦氏、荒金久美氏、室井雅博氏及び水原潔氏、監査役百井俊次氏、西山潤子氏及び町田覚氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(ご参考)

当社では執行役員制度を導入しております。2026年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

* 執行役員社長	大谷清介	執行役員	工藤真人
* 執行役員副社長	山崎俊博	執行役員	高島俊典
執行役員副社長	藤田謙	執行役員	愛宕和美
執行役員副社長	曾根原努	執行役員	野坂浩司
執行役員副社長	植草弘	執行役員	重本彰
執行役員副社長	中原理揮	執行役員	石田亮
専務執行役員	神尾哲也	執行役員	荒井一範
専務執行役員	白石一尚	執行役員	渡邊真宣
専務執行役員	中山悟	執行役員	長谷川雄一
常務執行役員	菅原秀一	執行役員	三宅良治
常務執行役員	請川誠	執行役員	羽田正冲
常務執行役員	中井智巳	執行役員	池田寛
常務執行役員	矢吹清一	執行役員	村江行忠
常務執行役員	瀬尾暢宏	執行役員	津村昌史
常務執行役員	鴨下靖弘	執行役員	岩村多美勇
常務執行役員	篠原賢至	執行役員	砥石彰
常務執行役員	嶋義郎	執行役員	能條浩之
常務執行役員	三輪要	執行役員	井上一寿
常務執行役員	小林修	執行役員	永田武久
常務執行役員	林和男	執行役員	赤羽拓之

(注) \*は取締役兼務者です。

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	年次賞与	株式報酬		
				業績連動	非業績連動	
取締役 (うち社外取締役)	317 (47)	193 (45)	82 —	4 —	36 (2)	7 (4)
監査役 (うち社外監査役)	60 (38)	60 (38)	— —	— —	— —	4 (3)

- (注) 1. 取締役報酬のうち、金銭報酬（基本報酬及び賞与）の総額については、第97回定時株主総会（2020年6月25日）の決議により、年額6億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内）とする旨承認を得ております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役は4名）であります。
2. 取締役報酬のうち、株式報酬については、第93回定時株主総会（2016年6月29日）にて導入を決議し、第96回定時株主総会（2019年6月27日）にて改定を決議しており、前述の金銭報酬とは別枠で、取締役及び執行役員への付与分について3事業年度を対象として合計245百万円以内（一年あたり140,000株以内）とする旨承認を得ております。第96回定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は3名）であります。第99回定時株主総会（2022年6月29日）の改定の決議では、前述の金銭報酬とは別枠で、取締役及び執行役員への付与分について3事業年度を対象として合計1,400百万円以内（うち社外取締役分は150百万円）、一年あたり800,000株以内（うち社外取締役分は8,600株以内）とする旨承認を得ております。第99回定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は4名）であります。なお、2026年3月期以降に適用する改定後の役員報酬制度においては、第102回定時株主総会（2025年6月26日）の決議により、前述の金銭報酬とは別枠で、取締役及び執行役員への付与分について3事業年度を対象として合計1,600百万円以内（うち社外取締役分は150百万円）、一年あたり900,000株以内（うち社外取締役分は8,600株以内）とする旨承認を得ております。第102回定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は4名）であります。
3. 監査役報酬については、第97回定時株主総会（2020年6月25日）の決議により、年額1億円以内とする旨承認を得ております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名（うち社外監査役は4名）であります。

## (3) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2022年5月31日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針を決議しており、2025年5月15日開催の取締役会で、一部改定しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について人事・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、人事・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は以下のとおりです。

## ア. 取締役報酬の基本的な考え方

- ・ 戸田建設グループ グローバルビジョン「『喜び』を実現する企業グループ」のもと、様々なステークホルダーと向き合い、中長期にわたる持続的成長に資する報酬制度とする。
- ・ 会社全体の価値を最大化させるため、全体最適の視点を持ち、各事業の適切な成長を牽引する意欲を高める報酬体系とする。
- ・ 透明性の高い決定プロセスを確保し、合理性を備えた報酬設計とする。

イ. 報酬水準・構成割合

- ・日本における同規模の上場企業との比較において、適切な水準に設定する。設定にあたっては、外部専門機関から提供される客観的な報酬データを参照する。
- ・執行役員を兼務する取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬（年次賞与）及び株式報酬で構成し、役位に応じて、基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝1：0.4～0.5：0.4～0.5程度の割合とする。また、株式報酬の割合は、当該割合の3分の2を業績連動分、3分の1を非業績連動分とする。
- ・執行役員を兼務しない取締役の報酬は、基本報酬及び株式報酬（非業績連動分のみ）で構成し、基本報酬：株式報酬を、社内取締役は1：0.55程度、社外取締役は1：0.1程度の割合とする。

ウ. 基本報酬

- ・基本報酬は役位に応じて設定し、毎月支給する。

エ. 業績連動報酬（年次賞与）

- ・業績連動報酬は、毎事業年度の業績向上に向けた意識を高めることを目的に支給する。業績評価期間は1年間とし、毎年一定の時期に支給する。業績評価は、代表取締役社長は全社業績評価のみとし、代表取締役社長以外は全社業績評価（ウエイト70%）及び個人業績評価（同30%）とする。
- ・全社業績の評価指標は、当年度の事業計画において重視する指標とし、事業年度の開始時に目標値を設定する。個人業績評価は、担当業務の財務目標を中心に評価する担当業績評価、及び持続的成長に向けた重要な取り組みを中心に評価する定性評価で構成し、事業年度の開始時に目標を設定する。

## 第103期（2026年3月期）の状況

第103期の業績連動報酬（年次賞与）における全社業績評価指標（目標値及び実績値）は図表1の通りとなっております。なお、支給額は、全社業績評価及び個人業績評価の目標達成状況に応じて、役員別標準額の0%～200%の範囲で変動します。

図表1

(ウエイト)	連結売上高 (20%)	連結営業利益 (50%)	親会社株主に帰属する当期純利益 (30%)
目標	640,000百万円	24,000百万円	21,000百万円
実績	645,737百万円	38,215百万円	36,981百万円

### オ. 株式報酬

- ・株式報酬は、中期の業績向上に向けた意識を高めることを目的とした業績連動分と、長期的な企業価値向上に向けた意識を高めることを目的とした非業績連動分の2種類を支給する。
- ・業績連動分は、毎年一定の時期にポイントを付与し、ポイント付与から3年間の業績達成状況に応じて、ポイント付与から3年後に株式を交付する（ただし、交付株式の一部は、納税資金に充当することを目的に金銭で支給）。業績評価は全社業績評価及びESG評価とする。
- ・全社業績の評価指標は、中期の事業計画において重視する指標とし、ポイント付与時（各業績評価期間の開始時）に目標値を設定する。ESG評価は、企業価値向上に向けたESG経営の実践において重視する指標とし、ポイント付与時（各業績評価期間の開始時）に目標値を設定する。
- ・非業績連動分は、毎年一定の時期にポイントを付与し、退職時に株式を交付する（ただし、交付株式の一部は、納税資金に充当することを目的に金銭で支給）。

### カ. 報酬の決定プロセス

- ・取締役報酬は、業績連動報酬及び株式報酬の業績連動分の業績評価を含め、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する人事・報酬委員会の審議を経た上で、株主総会で決議された報酬限度額内で取締役会において決定する。
- ・業績評価等において例外措置が必要な場合には、人事・報酬委員会の審議及び取締役会の決議に基づき必要な措置を講ずることがある。また、不法行為や法令違反等があった場合は、人事・報酬委員会の審議及び取締役会の決議に基づき報酬の減額や返還を求めることがある。

## (4) 社外役員に関する事項

## ①社外役員の重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職先	当社との関係
伊丹俊彦	WIN法律事務所 弁護士 (株)J Pホールディングス社外取締役監査等委員	特別な取引関係はありません。
荒金久美	(株)クボタ社外取締役 カゴメ(株)社外取締役	特別な取引関係はありません。
室井雅博	農林中央金庫監事	特別な取引関係はありません。
水原 潔	(株)小松製作所顧問	特別な取引関係はありません。
百井俊次	SBI地銀ホールディングス(株) 監査役 (非常勤)	特別な取引関係はありません。
西山潤子	ペプチドリーム(株)社外取締役監査等委員	特別な取引関係はありません。
町田 覚	鳥飼総合法律事務所 アソシエイト (株)ムラコシホールディングス社外取締役	特別な取引関係はありません。

## ②社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
伊丹俊彦	取締役会18回の全てに、人事・報酬委員会13回の全てに出席しており、検事としての経験及び弁護士としての見地から、様々な助言・提言を行っております。
荒金久美	取締役会18回の全てに、人事・報酬委員会13回の全てに出席しており、他社での経営者、監査役としての経験から様々な助言・提言を行っております。
室井雅博	取締役会18回の全てに、人事・報酬委員会13回の全てに出席しており、他社での経営者としての経験から様々な助言・提言を行っております。
水原 潔	就任後の取締役会14回の全てに、就任後の人事・報酬委員会9回の全てに出席しており、他社での経営者としての経験から様々な助言・提言を行っております。
百井俊次	取締役会18回の全てに、監査役会19回の全てに出席しており、公認会計士としての専門的な見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。
西山潤子	取締役会18回のうち15回に、監査役会19回の全てに出席しており、他社での常勤監査役としての経験から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。
町田 覚	就任後の取締役会14回の全てに、就任後の監査役会14回の全てに出席しており、公認会計士や弁護士としての専門的な見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。

## (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

## (6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を填補することとしております。

ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員職務執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、その保険料は全額当社が負担しております。

なお当社は、当該保険契約を2026年7月に同様の内容で更新することを予定しております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

ふじみ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ①当社が支払うべき報酬等の額

66百万円

#### ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

66百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ③非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任します。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>479,351</b>	<b>流動負債</b>	<b>351,704</b>
現金預金	66,687	支払手形・工事未払金等	104,298
受取手形・完成工事未収入金等	268,045	短期借入金	52,839
有価証券	19,866	1年内償還予定の社債	10,050
販売用不動産	46,792	未払法人税等	6,149
未成工事支出金	24,422	未成工事受入金	70,188
その他の棚卸資産	14,298	賞与引当金	10,234
その他	42,045	完成工事補償引当金	6,517
貸倒引当金	△2,807	工事損失引当金	2,981
<b>固定資産</b>	<b>519,047</b>	預り金	64,672
<b>有形固定資産</b>	<b>262,157</b>	その他	23,772
建物・構築物	116,216	<b>固定負債</b>	<b>243,533</b>
機械、運搬具及び工具器具備品	48,651	社債	53,000
土地	88,150	長期借入金	113,702
リース資産	835	繰延税金負債	36,766
建設仮勘定	8,303	再評価に係る繰延税金負債	4,857
<b>無形固定資産</b>	<b>11,930</b>	役員退職慰勞引当金	123
のれん	1,032	役員株式給付引当金	1,281
その他	10,898	退職給付に係る負債	21,170
<b>投資その他の資産</b>	<b>244,960</b>	資産除去債務	4,237
投資有価証券	220,780	その他	8,392
長期貸付金	8,861	<b>負債合計</b>	<b>595,237</b>
退職給付に係る資産	9,671	<b>純資産の部</b>	
繰延税金資産	856	<b>株主資本</b>	<b>273,430</b>
その他	5,155	資本金	23,001
貸倒引当金	△365	資本剰余金	26,773
		利益剰余金	243,469
		自己株式	△19,814
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>117,388</b>
		その他有価証券評価差額金	97,375
		繰延ヘッジ損益	776
		土地再評価差額金	7,760
		為替換算調整勘定	5,279
		退職給付に係る調整累計額	6,195
		<b>非支配株主持分</b>	<b>12,343</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>403,161</b>
<b>資産合計</b>	<b>998,399</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>998,399</b>

## 連結損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	587,231	
投資開発事業等売上高	58,505	645,737
売上原価		
完成工事原価	507,351	
投資開発事業等売上原価	46,164	553,516
売上総利益		
完成工事総利益	79,879	
投資開発事業等総利益	12,341	92,221
販売費及び一般管理費		54,005
<b>営業利益</b>		<b>38,215</b>
営業外収益		
受取利息	1,184	
受取配当金	4,510	
保険配当金	286	
為替差益	1,592	
その他	1,367	8,942
営業外費用		
支払利息	2,594	
支払手数料	222	
その他	356	3,173
<b>経常利益</b>		<b>43,984</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	9,468	
その他	738	10,206
特別損失		
固定資産廃棄損	396	
減損損失	2,744	
投資有価証券評価損	600	
その他	174	3,915
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>50,274</b>
法人税、住民税及び事業税	12,992	
法人税等調整額	△245	12,747
<b>当期純利益</b>		<b>37,527</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		545
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>36,981</b>

連結株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	23,001	27,240	223,857	△17,249	256,849
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△10,766		△10,766
親会社株主に帰属する 当期純利益			36,981		36,981
自己株式の取得				△8,343	△8,343
自己株式の処分		734		1,467	2,201
自己株式の消却		△1,367	△2,943	4,311	-
連結子会社の増資による 持分の増減		165			165
土地再評価差額金の取崩			△3,659		△3,659
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△467	19,612	△2,564	16,580
当期末残高	23,001	26,773	243,469	△19,814	273,430

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	73,323	479	4,100	5,031	2,443	85,377	10,970	353,197
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△10,766
親会社株主に帰属する 当期純利益								36,981
自己株式の取得								△8,343
自己株式の処分								2,201
自己株式の消却								-
連結子会社の増資による 持分の増減								165
土地再評価差額金の取崩								△3,659
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	24,052	297	3,659	248	3,752	32,010	1,373	33,383
連結会計年度中の変動額合計	24,052	297	3,659	248	3,752	32,010	1,373	49,964
当期末残高	97,375	776	7,760	5,279	6,195	117,388	12,343	403,161

## 計算書類

### 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>396,982</b>	<b>流動負債</b>	<b>319,886</b>
現金預金	32,147	支払手形	216
受取手形	1,244	電子記録債務	27,290
電子記録債権	6,553	工事未払金	59,403
完成工事未収入金	222,355	短期借入金	45,778
有価証券	18,000	1年内償還予定の社債	10,000
販売用不動産	37,023	リース債務	106
未成工事支出金	31,652	未払法人税等	4,684
不動産事業支出金	12,153	未成工事受入金	70,555
未収入金	1,715	預り金	64,024
立替金	24,641	賞与引当金	9,416
営業外リース投資資産	364	完成工事補償引当金	5,966
その他	10,520	工事損失引当金	2,977
貸倒引当金	△1,390	従業員預り金	11,034
固定資産	489,765	その他	8,432
<b>有形固定資産</b>	<b>171,399</b>	<b>固定負債</b>	<b>228,013</b>
<b>建物・構築物</b>	<b>94,060</b>	社債	53,000
機械・運搬具	981	長期借入金	105,800
工具器具・備品	1,347	リース債務	861
土地	72,898	繰延税金負債	31,001
リース資産	657	再評価に係る繰延税金負債	4,857
建設仮勘定	1,455	退職給付引当金	22,688
無形固定資産	8,442	役員株式給付引当金	1,281
<b>投資その他の資産</b>	<b>309,922</b>	関係会社事業損失引当金	686
<b>投資有価証券</b>	<b>211,166</b>	資産除去債務	1,643
関係会社株式・関係会社出資金	49,949	その他	6,191
長期貸付金	32,220	<b>負債合計</b>	<b>547,900</b>
長期前払費用	533		
前払年金費用	4,261	<b>純資産の部</b>	
長期営業外リース投資資産	8,533	<b>株主資本</b>	<b>233,560</b>
その他	3,576	資本金	23,001
貸倒引当金	△319	資本剰余金	25,573
		資本準備金	25,573
		利益剰余金	204,800
		利益準備金	5,750
		その他利益剰余金	199,049
		別途積立金	109,774
		繰越利益剰余金	89,274
		自己株式	△19,814
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>105,287</b>
		その他有価証券評価差額金	96,821
		繰延ヘッジ損益	705
		土地再評価差額金	7,760
		<b>純資産合計</b>	<b>338,847</b>
<b>資産合計</b>	<b>886,748</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>886,748</b>

損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	482,384	
投資開発事業等売上高	31,461	513,845
売上原価		
完成工事原価	417,544	
投資開発事業等売上原価	27,880	445,424
売上総利益		
完成工事総利益	64,839	
投資開発事業等総利益	3,581	68,421
販売費及び一般管理費		41,999
<b>営業利益</b>		<b>26,422</b>
営業外収益		
受取利息	693	
受取配当金	6,010	
保険配当金	285	
その他	405	7,394
営業外費用		
支払利息	1,916	
社債利息	454	
支払手数料	208	
その他	167	2,747
<b>経常利益</b>		<b>31,068</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	9,444	
その他	1,558	11,003
特別損失		
固定資産廃棄損	248	
減損損失	2,246	
投資有価証券評価損	350	
関係会社株式評価損	129	
関係会社事業損失引当金繰入額	213	
その他	67	3,256
<b>税引前当期純利益</b>		<b>38,815</b>
法人税、住民税及び事業税	7,897	
法人税等調整額	21	7,919
<b>当期純利益</b>		<b>30,896</b>

株主資本等変動計算書 (自2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	23,001	25,573	632	26,206	5,750	109,774	75,748	191,273
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△10,766	△10,766
当期純利益							30,896	30,896
自己株式の取得								
自己株式の処分			734	734				
自己株式の消却			△1,367	△1,367			△2,943	△2,943
土地再評価差額金の取崩							△3,659	△3,659
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	△632	△632	—	—	13,526	13,526
当期末残高	23,001	25,573	—	25,573	5,750	109,774	89,274	204,800

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△17,249	223,231	73,071	407	4,100	77,579	300,811
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△10,766					△10,766
当期純利益		30,896					30,896
自己株式の取得	△8,343	△8,343					△8,343
自己株式の処分	1,467	2,201					2,201
自己株式の消却	4,311	—					—
土地再評価差額金の取崩		△3,659					△3,659
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			23,750	297	3,659	27,707	27,707
事業年度中の変動額合計	△2,564	10,328	23,750	297	3,659	27,707	38,036
当期末残高	△19,814	233,560	96,821	705	7,760	105,287	338,847

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

戸田建設株式会社  
取締役会 御中

ふじみ監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 齋 藤 敏 雄  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 森 永 剛 史  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、戸田建設株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、戸田建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

戸田建設株式会社  
取締役会 御中

ふじみ監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 齋 藤 敏 雄  
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 森 永 剛 史  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、戸田建設株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示するこ

とにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第103期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

戸田建設株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 百井俊次 ㊟

常勤監査役 若林英実 ㊟

監査役 (社外監査役) 西山潤子 ㊟

監査役 (社外監査役) 町田 覚 ㊟

以上

## 国内初の浮体式洋上ウィンドファーム 「五島洋上ウィンドファーム」の商用運転開始! ～地球環境大賞において「大賞」を受賞～

当社が代表企業を務めます、五島フローティングウィンドファーム合同会社(以下、当SPC)は、浮体式洋上風力発電所「五島洋上ウィンドファーム(以下、本発電所)」の商用運転を2026年1月5日より開始いたしました。

### 事業について

本発電所は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣から公募占用計画の認定を受けた国内第1号の案件であり、複数機設置する商用浮体式洋上風力発電所としても国内初となります。

本発電所にて採用したハイブリッドスパー型浮体は、浮体上部に鋼、浮体下部にコンクリートを採用する構造であり、当SPCの代表企業である当社が設計から施工まで行い、世界で初めて実用化した技術です。

本発電所の建設工事には、多くの地元企業に参画いただきました。また、今後の運転管理においても地元企業に参画いただく予定です。発電した電気は、エネルギーの

地産地消の観点から、地域の小売電気事業者に優先して供給することとしています。

当SPCは今後長期にわたる本発電所の運営を通じて、再生可能エネルギーの普及や、地域の方々のより良い暮らしの実現に貢献します。



運転開始記念式典

## 第34回地球環境大賞受賞

浮体式洋上風力発電事業がフジサンケイグループ主催の第34回地球環境大賞において、建設会社としては初めて、最高位となる「大賞」を受賞することとなりました。

### 地球環境大賞について

地球環境大賞は1992年(平成4年)「産業の発展と地球環境との共生」を目指して公益財団法人世界自然保護基金ジャパンの特別協力で創設された顕彰制度で地球温暖化の防止、循環型社会の実現に寄与する新技術・

新製品の開発、環境保全活動・事業の促進、持続可能な社会システムの探求、地球環境に対する保全意識の一段の向上を目的としています。

### 浮体式洋上風力発電事業について

四方を水深の深い海に囲まれている日本では、海に浮かぶ浮体式洋上風力発電のポテンシャルが高いと言われております。

当社はその先駆者として、長崎県五島市沖で2013年に国内初の2MWの浮体式洋上風力発電設備を設置

し、2016年に同設備による国内初の商用運転に成功しました。当社が開発した鋼とコンクリートによるハイブリッドスパー型の浮体は、高安定・低コストを実現することのみならず、新たな雇用を創出するなど地域との共生を実現いたしました。

### 当社グループの取り組みについて

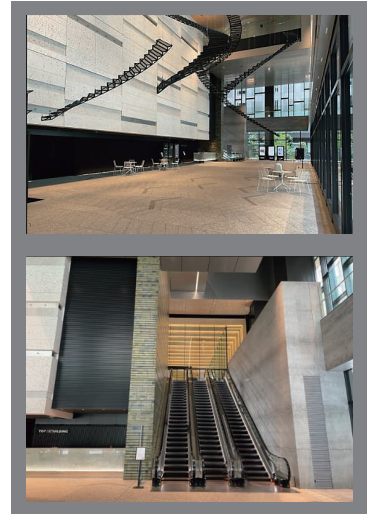
当社グループは、サステナビリティ基本方針のもとサステナブル経営を重視した持続的な企業活動のあり方を踏まえつつ、価値のゲートキーパーとして、協創社会の実現を目指してまいります。



風車8基の全景

# 第103回定時株主総会会場ご案内

## Access



## 交通のご案内

- JR「東京駅」  
八重洲中央口 徒歩7分
- 東京メトロ「日本橋駅」  
B1出口 徒歩5分
- 東京メトロ「京橋駅」  
6番・7番出口 徒歩3分

## 会場

東京都中央区京橋1丁目7番1号  
TODA BUILDING 4階 ホールB  
03-3528-6310

会場には駐車場の用意がございませんので、公共交通機関をご利用ください。

※ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
※体調不良と思われる株主様の入場をお断りする場合がございます。